

平成 29 年度
教育委員会の事務に関する点検・評価報告書

平成 30 年 11 月

北広島市教育委員会

【目 次】

第1章 点検・評価について	· · · · ·	1 ~	
第2章 施策別点検・評価			
教育委員会施策の点検・評価書（平成29年度事業）			
施策 1	幼児教育の振興・充実	· · · · ·	4
施策 2	豊かな心を育む教育の充実	· · · · ·	5 ~
施策 3	確かな学力を育てる教育の充実	· · · · ·	7
施策 4	健やかな体を育てる教育の充実	· · · · ·	8 ~
施策 5	ICTの活用による教育の充実【新規】	· · ·	10
施策 6	特別支援教育の充実	· · · · ·	11
施策 7	社会の変化や課題に対応した教育の推進	· · ·	12
施策 8	開かれた学校づくりの推進	· · · · ·	13
施策 9	教育環境の整備	· · · · ·	14 ~
施策 10	家庭の教育力向上への支援内容の充実	· · ·	17
施策 11	教育相談体制の充実	· · · · ·	18
施策 12	地域が支える健全育成活動の充実	· · · ·	19 ~
施策 13	市民の学習活動への支援内容の充実	· · · ·	21 ~
施策 14	地域や世代を見据えた学習機会の充実	· · ·	23 ~
施策 15	施設の充実による学習環境の整備	· · · ·	25
施策 16	エコミュージアム構想の展開	· · · · ·	26
施策 17	文化財の保存と活用	· · · · ·	27
施策 18	図書館サービスの充実	· · · · ·	28
施策 19	子どもの読書活動推進	· · · · ·	29
施策 20	個性豊かな地域文化の振興	· · · · ·	30 ~
施策 21	市民等との連携による芸術文化活動の展開	·	32
施策 22	健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進	·	33
施策 23	競技スポーツの振興	· · · · ·	34
施策 24	スポーツ施設の整備と運営	· · · · ·	35
第3章 教育委員会の活動状況	· · · · ·	36 ~	
資料			
資料 1 : 平成29年度 教育行政執行方針	· · · · ·	41 ~	
資料 2 : 平成29年度 教育施策体系	· · · · ·	46 ~	
資料 3 : 北広島市教育委員会の事務の点検及び評価実施要領	· · · · ·		
		48	

第1章 点検・評価について

1 はじめに

この点検・評価は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成19年6月改正、平成20年4月1日施行）第26条第1項に基づき、北広島市教育委員会が取り扱う事務について自ら点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表するものです。

この点検・評価については、同条第2項により、北広島市教育施策審議会から意見をいただき、客観性を確保するとともに、教育行政の推進にあたり、市民への説明責任を果たすものです。

2 点検・評価の対象

北広島市教育委員会の事務の点検及び評価実施要領（以下「要領」という。）に基づき、北広島市教育基本計画中間年度見直し版（2011－2016－2020）推進計画（平成29～31年度）に定める8つの政策を具体的に推進する24の施策単位としています。

[資料1](#) [資料2](#) [資料3](#)

3 点検・評価の方法

- (1) 施策を構成する主な事務事業の評価を基に、施策の目標達成に向けた取組状況と成果の点検・評価を行ない、今後の方向性を示すものとしています。
- (2) 点検・評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされていることから、北広島市教育施策審議会から意見や助言をいただきました。審議会の委員は次のとおりです。
(敬称略)

氏名	所属等		
板垣 裕彦	学識経験者	星槎道都大学 社会福祉学部 教授	会長
由水 伸	学識経験者	星槎道都大学 経営学部 教授	
設楽 正敏	学校教育関係者	北広島市小中学校校長会	
若林 公一	学校教育関係者	北広島市小中学校教頭会	
寺林 俊夫	社会教育関係者	北広島市文化連盟	副会長
寺田 清隆	社会教育関係者	北広島市スポーツ推進審議会	
新發田 恵美子	公募	拓殖大学北海道短大非常勤講師	

4 施策の点検・評価書

(1) 事務事業の評価

- 施策の目標達成のために行った主な事務事業について、その成果や課題を精査・検証し評価しています。
- 評価については、「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」及び「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価しています。

(2) 施策の評価

- 事務事業等の評価結果を踏まえ、施策全体の総合的な成果を評価しています。
- 事務事業の『評価』欄について、「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価しています。
- 指標の『評価』欄について、「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価しています。
- 『施策の総合評価』欄について、事務事業と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価しています。
- 今後の方向性を明確にするため、「課題と今後の方向」を記載しています。

5 点検・評価結果の公表等

(1) 議会への提出

- 点検・評価の結果について報告書を作成し、市議会に提出しています。

(2) 市民への公表

- 報告書を教育委員会ホームページにより公表しています。

(北広島市教育委員会 → 教育委員会の組織・方針 → 教育の計画・統計・取り組み
→ 『北広島市教育委員会の事務に関する点検・評価』の公表について
<http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/kyoiku/detail/00011811.html>)

6 点検・評価結果の概要

- 主な事務事業の評価結果を踏まえ、施策全体の総合的な成果を、「A 期待した成果があった」、「B 一定の成果があった」及び「C 見直しや改善が必要」の三段階で評価しています。
- 今回、点検・評価の対象とした24 施策は、「A 期待した成果があった」11 施策、「B 一定の成果があった」13 施策、「C 見直しや改善が必要」0 施策となっています。(詳細は次項のとおり)

※施策番号1 『幼児教育の振興・充実』について、平成29年度より、「幼稚園協会連携事業」と「幼稚園振興事業」の2事業が、市長部局保健福祉部子育て支援室保育課（現、子育て支援部子ども家庭課）に移管したため、評価対象外とした。

※施策番号 20 『個性豊かな地域文化の振興』について、平成 29 年度より、「青少年芸術文化大会出場支援事業」と「市民文化祭奨励事業」の 2 事業を、新規事業等の理由から評価対象として加えた。

◆推進計画における24施策と評価結果

施策番号	施策名	評価結果	主な事務事業数	主な事務事業の評価結果		
				a	b	c
1	幼児教育の振興・充実	A	1	1		
2	豊かな心を育む教育の充実	A	5	5		
3	確かな学力を育てる教育の充実	A	2	2		
4	健やかな体を育てる教育の充実	B	5	3	2	
5	ICTの活用による教育の充実	B	1		1	
6	特別支援教育の充実	A	1	1		
7	社会の変化や課題に対応した教育の推進	A	2	2		
8	開かれた学校づくりの推進	A	2	2		
9	教育環境の整備	A	14	13	1	
10	家庭の教育力向上への支援内容の充実	A	2	1	1	
11	教育相談体制の充実	B	1	1		
12	地域が支える健全育成活動の充実	B	4	4		
13	市民の学習活動への支援内容の充実	A	3	2	1	
14	地域や世代を見据えた学習機会の充実	B	4	1	3	
15	施設の充実による学習環境の整備	B	3	3		
16	エコミュージアム構想の展開	B	1		1	
17	文化財の保存と活用	B	2	2		
18	図書館サービスの充実	A	2	2		
19	子どもの読書活動推進	B	1		1	
20	個性豊かな地域文化の振興	B	6	5	1	
21	市民等との連携による芸術文化活動の展開	B	2	2		
22	健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進	B	2	1	1	
23	競技スポーツの振興	A	4	2	2	
24	スポーツ施設の整備と運営	B	1	1		
計				71	56	15
						0

第2章 施策別点検・評価

施策 1 幼児教育の振興・充実

政策名	1 「生きる力」を育む学校教育の推進													
施策名	1 幼児教育の振興・充実			担当課	小中一貫教育課									
現状と課題	核家族化や少子化、女性の社会進出などが進む中、家庭における教育環境が著しく変化していることから、幼児の心身の調和のとれた発達を促し、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実が求められています。													
基本的方向	幼児の調和のとれた心身の発達を促し、「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を充実します。													
施策内容	1 多様な体験を重視した特色ある幼児教育を推進するとともに、障がい児の幼稚園への入園を促進します。(H29～子ども家庭課へ) 2 家庭・地域と幼稚園等の連携を重視するとともに、幼稚園、保育所、小学校の連携を推進します。 3 教育環境の向上、教職員研修の充実を図るために幼稚園活動への支援を行います。													
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)				評価							
	幼保小連携推進事業	乳幼児期の子どもたちの健やかな成長を保障し、幼稚園や保育所の教育・保育環境から小学校の学習・生活環境への円滑な接続を行うため、交流会や研修会を継続的に実施する。また、幼稚園・保育所・小学校それぞれの担当者間・子ども同士・保護者間の共通理解や連携を深め、就学前教育・保育と小学校教育の連続性と「学びの芽生え」「自覚的な学び」の育成を図る。	懇話会で議論したアクションプランに基づき、教職員・保育士などの交流・情報交換や指導への参考となる研修を行い、計画的に実施している。				a							
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H29目標値	指標の根拠	評価						
	幼稚園、保育所、小学校の連携	小学校への円滑な接続を図るために幼稚園や保育所と連携・協力した取組を行っている小学校の割合	小	100% (H27)	100%	→	教育活動等に関する調査(道教委)	a						
施策の総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった			C 見直しや改善が必要									
	○													
今後の方向性	・幼保小連携推進事業については、新学習指導要領に記載された円滑な接続に向け、各種事業を行っていく。なお、2021年度以降の次期教育振興基本計画の策定に向け、事業の検証を行っていく必要がある。													
教育施策審議会による意見	・幼保小の連携は小学校への円滑な接続を図るうえで大変重要であり、今後も幼保小の教職員等の情報交流、授業交流等を継続していただくとともに、特に障がいのある(疑いを含む)子どもについては、保護者、幼保小の教職員等、市役所内の担当部局間の連携を一層緊密にし、情報共有の徹底を図っていただきたい。													

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策2 豊かな心を育む教育の充実

政策名	1 「生きる力」を育む学校教育の推進							
施策名	2 豊かな心を育む教育の充実			担当課	教育総務課、学校教育課			
現状と課題	<p>児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中で、自他の生命を尊重し、健全な人間関係を築く力、美しいものに感動する感性などを高め、学習や生活に前向きに取り組む力を育てることが求められています。</p> <p>いじめや不登校、生徒指導上の課題を抱えている児童生徒に対応するため、悩みや課題を解決できるよう教育相談体制を充実するとともに、学校と家庭、地域、関係機関が緊密に連携し、継続的な取組みを進める必要があります。</p>							
基本的方向	自然や生命を尊重する心や美しいものに感動する感性、正義を重んじる心などの「豊かな心」を育む教育を充実します。							
施策内容	<p>1 人を思いやる心や人とかかわる力を育てる豊かな体験活動を推進します。</p> <p>2 基本的な倫理観や思いやりの心などを育む教育を推進します。</p> <p>3 いじめ、不登校や様々な問題に適切な対応をするとともに、自他の理解を深め、よりよい人間関係を醸成する生徒指導を充実します。</p> <p>4 豊かな感性や想像力を育む読書活動を推進します。</p>							
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)			評価		
	学校教育振興事業	総合学習や学校の創意工夫を生かした特色ある学校づくり事業等を通して、子どもたちの「生きる力」や、自ら課題を見つけ、主体的、創造的に取り組む資質を養う。	各学校が創意工夫を凝らした事業を活発に展開することで、知識の活用や豊かな心の育成に向けた取組が進められている。			a		
	創意工夫展・書写展事業	科学技術への興味関心を高め、児童生徒の創意・創造性を育成するため創意工夫展を開催する。また、日本伝統の毛筆・硬筆を通じて児童生徒の豊かな情操を養うため、書写展を開催する。	夏休みの自由研究への積極的な取り組みや日本の伝統である毛筆等に親しむ機会づくりとなっている。			a		
	地域に根差した特色ある学校教育推進事業	市の学校教育が目指す「心豊かに大志をいだきたくましく生きる」子どもの育成を実現するため、市の学校教育の根幹である学校教育推進方針を策定し、学校教育推進方針を実現する具体的な手立てである、既存の「心の教育推進事業」「郷土資料教材化事業」と新しく「キャリア教育の推進」をひとつの事業として取り組み、義務教育9年間を修了するにふさわしい子ども達の「学力」「主体的な学びの意欲」「社会性」を育む。	本事業により作成された社会科副読本や夢ノートは、市の教育基本計画に示す目標を達成するために必要な教材として小中学校で活用されている。			a		
	心の教室相談事業	小中学校に心の教室相談員を配置し、児童生徒の悩みや不安、ストレス等の解消を図るとともに、いじめや不登校の未然防止と早期把握に努める。	児童生徒の悩みや不安を早期に発見し解消に導くことにより、いじめや不登校等の未然防止につながっている。			a		
	学校図書館活用事業	「学校図書センター」を中心とし、ネットワークを活用した蔵書の有効活用を図るとともに、学校司書3名を各小中学校に巡回配置し、選書や図書館の整理、図書委員会等と連携した学校図書館の活性化等を図る。	今後は図書の更新などを定期的に行い、学校図書館の利用の活性化につなげていく。			a		
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H29目標値	指標の根拠	評価
	考え方議論する道徳授業への実践と積み上げ	「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか。」	小・中	H29から	92%	70%	学校教育の推進方針	a
		考え方議論する道徳授業の実践交流を行った学校の割合	小・中	92.9% (H28)	93%	90%	学校教育の推進方針	a

施策の総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった	C 見直しや改善が必要
	○		
今後の方向性			<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育振興事業については、児童生徒の学習意欲の向上を図る重要な事業であり、各学校において創意工夫された事業が展開され、特色ある教育活動や地域との連携強化にもつながっていることから、今後も事業を継続していく。 ・創意工夫展・書写展事業については、児童生徒の情操を養い、創造性を育成するきっかけのひとつとなっているため、継続実施していく。 ・地域に根差した特色ある学校教育推進事業については、学校教育の推進方針の周知、社会科副読本による地域に密着した教育、夢ノートについてキャリア教育の推進を行うために必要であり継続して実施する。また、福祉読本については、道徳の教科化の実施時に改訂の必要性を検討する。 ・心の教室相談事業については、複雑化する児童生徒の悩みや不安、ストレス等の解消を図るとともに、いじめや不登校の未然防止と早期発見につなげるために必要であり、継続して実施する。 ・学校図書館の運営については、学校と図書館の連携をさらに深める。まちなか司書(※)配置の成果を見ながら、読書活動を推進していくことが必要である。 <p>※まちなか司書とは、地域全体の読書活動を丸ごと支援する司書であり、平成30年度から大曲地区をモデル地区として実施。</p>
教育施策審議会による意見	<ul style="list-style-type: none"> ・心の教室相談事業について、子どもの取り巻く環境が複雑化する中、学校生活の安定に不可欠であることから、今後も継続とともに、相談員の定期研修による資質の向上や相談員間の情報交換、職員室との連携により取組を強化していただきたい。 ・学校図書館活用事業については、子どもの読書活動推進のため、学校司書の増員及び現在大曲地区においてモデルとして実施している「まちなか司書」の拡大を検討していただきたい。 		

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策3 確かな学力を育てる教育の充実

政策名	1 「生きる力」を育む学校教育の推進									
施策名	3 確かな学力を育てる教育の充実			担当課	小中一貫教育課、学校教育課					
現状と課題	児童生徒が社会の変化に主体的に対応できるようにするために、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、それらを活用する力の育成に努め、自ら学び、自ら考える力を育てることが求められています。									
基本的方向	基礎・基本をしっかりと身に付けさせ、それらを活用して目標の実現や課題の解決を図ることができる「確かな学力」を育てる教育を充実します。									
施策内容	1 基礎・基本をしっかりと身に付けさせ、それらを活用していく力を育てるために、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 2 総合的な学習の時間を中心に、体験的・問題解決的及び探求的な学習を推進します。 3 学ぶ喜びや楽しさが実感できるような授業のあり方について実践的な研究を推進します。 4 学力検査等の結果を生かした授業方法の改善に努めます。									
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)				評価			
	学校教育相談員活用事業	学校を取り巻く環境は非常に複雑化しており、課題も指摘されていることから、それらの課題に的確に取り組んでいくために、専門的知識や経験豊富な教員経験者を配置する。	学校現場の状況を深く理解している経験豊富な教員経験者を指導主事として配置し、各学校に対し指導・助言を行うことで課題解決を図っている。				a			
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H29目標値	指標の根拠	評価		
	課題提示とまとめや振り返りによる授業展開	授業のはじめに目標(めあて・ねらい)が示され、授業の最後に学習の内容を振り返る活動が行われている学校の割合	小	82.7% (H27)	96%	90%	学校教育の推進方針	a		
		課題提示、振り返りを意識した授業づくりのための校内研修を実施している学校の割合	中	64.4% (H27)	94%	75%		a		
今後の方向性	中学校区でのスタンダード(※)の策定と実践 ※中学校区でのスタンダードとは、義務教育9年間で目指す子ども像を学校・家庭・地域で共有すること。	児童生徒アンケートにおいて、中学校区スタンダードを意識した生活を送っていると回答した児童・生徒の割合	小・中	92.9% (H28)	100%	100%	学校教育の推進方針	a		
		学校アンケートにおいて、スタンダードの家庭・地域への普及啓発に取り組んだと回答した学校の割合	小・中	50.79% (H28)	80%	80%	学校教育の推進方針	a		
		学校アンケートにおいて、スタンダードの実践を行い、達成状況などについて検証している学校の割合	小・中	93.33% (H28)	100%	100%	学校教育の推進方針	a		
施策の総合評価	A 期待した成果があった		B 一定の成果があった			C 見直しや改善が必要				
	○									
教育施策審議会による意見	・学校教育相談員活用事業については、各学校が抱える様々な教育課題の解決に向けた助言や、市内で共通した取組の示唆などを行うに際し、学校教育に対する深い専門的知識を有する人材の配置が継続して必要である。 ・学力向上推進事業については、児童生徒の学力状況を経年で把握し、分析結果をその後の指導に活用する必要がある。									

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策4 健やかな体を育てる教育の充実

政策名	1 「生きる力」を育む学校教育の推進			
施策名	4 健やかな体を育てる教育の充実	担当課	教育総務課、学校教育課、給食センター	
現状と課題	健やかな体を育む基礎となる学校体育の充実とともに、体力の源である食の正しい知識と望ましい食習慣の育成が必要です。また、関係機関と連携し、性や薬物乱用に関する指導や啓発活動を促進するとともに、地域ぐるみの安全・安心な環境づくりを促進する危機管理体制を確立する必要があります。			
基本的方向	体力、運動能力の向上を図るとともに、体力の源である食の正しい知識や望ましい食習慣の確立など「健やかな体」を育てる教育を充実します。			
施策内容	1 健康に必要な知識・実践的な態度を身につけるために、保健教育や体力向上の取組を推進します。 2 食の正しい知識と望ましい食習慣を身につけるため、家庭や地域と連携した食育を推進します。 3 安全で安心な給食を提供するため、施設・設備の整備を促進するとともに、食物アレルギーや異物混入に対する取組を進めます。 4 児童生徒が安心して学校生活が過ごせるよう、地域ぐるみで安全・安心な環境づくりを推進します。			
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)	評価
	中学校体育連盟支援事業	北広島市中学校体育連盟が実施する市内、管内大会を通じて、中学生の体位、体力の向上、スポーツに対する意識の向上と心身の健全な育成を図るため、同連盟に事業費を交付する。	毎年、適切な大会運営を通じ、生徒の体力の向上や中学校におけるスポーツの振興が図られており、交付金は有効に活用されている。	a
	全国全道中体連・中学校文化部活動大会出場支援事業	北広島市立中学校の生徒が、日本中学校体育連盟、北海道中学校体育連盟が主催する大会に出場する場合や、予選大会を経て全道規模以上の文化部活動大会等に出場する場合にその派遣に要する費用の一部を助成する。	H29年度までは予算措置額を上回るなど、毎年一定数の全国又は全道大会出場者の育成につながっており成果は上がっている。	a
	子どもの体力向上推進研究事業	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等を踏まえ、幼少期における体力や運動能力を育むため、学校授業に外部講師を派遣する。 幼少期の児童の運動能力や生活習慣に関する検証を行う。	専門的技能をもった外部指導者の指導により、児童の体力・技術や教員の指導力向上等が期待できる。	a
	食に関する指導の推進事業	偏った栄養摂取により生活習慣病の若年化が社会問題となってきた。児童・生徒が生涯にわたって健康を維持していくためには、給食や関連する教科等を通して自分で健康を考える力を育み、将来にわたって健康な生活が送れるように食の指導の充実を図る。	偏った栄養摂取により、児童・生徒の肥満や高血圧症など生活習慣病の若年化が社会問題となっていることから、早い時期からの食に関する指導が大切である。効果的に食指導をするために「食の課題と指導の手引き」を作成し、実践指導している。	b
学校給食衛生管理事業	給食を実施するうえで、食品・調理施設の安全衛生管理が最も重要であり、国が示す学校給食実施基準、衛生管理基準を踏まえ、衛生管理面で懸念される老朽化した施設設備機器類を整備し、徹底した衛生管理を実施して安心・安全な給食を提供する。 また、食器は、破損するものも多数あるほか、経年によって表面に傷がつき、日々洗浄しても完全に消毒しきれなくなる可能性がある。食中毒事故防止のため耐用年数を3年以上超過しているものを、5年間で全量更新することを基本とした更新計画を定め、計画的に更新を行っていく。			b
	老朽化した施設設備機器類の更新を、耐用年数等を考慮して計画的に進めていくためには有効である。 なお、耐用年数を超えて使用している大型設備の故障が増えてきており、給食の提供を停止することのないような対処が必要である。			

成果を示す 主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H29目標値	指標の根拠	評価
	体力向上の推進	授業以外でも自主的に運動したいと回答した小学校5年生の割合	小5男	73.6% (H27)	78.6%	80%	全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (道教委・文科省)	b
			小5女	65.4% (H27)	74.7%	70%		a
	望ましい食習慣の推進	「朝食を毎日食べていますか」の設問に対して、「食べている」と回答した児童・生徒の割合	小	93.7% (H27)	96.5%	100%	全国学力・学習状況調査 (道教委・文科省)	b
			中	96.8% (H27)	94.4%	100%		c
施策の 総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった	C 見直しや改善が必要					
		○						
今後の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校体育連盟支援事業については、生徒の体力向上とスポーツ振興のため現状継続する。 ・全国全道中体連・中学校文化部活動大会出場支援事業については、心身ともに成長過程である中学生が、大きな大会の出場を目指し、やりがいをもって部活動に取り組むことは、体力向上、個性の伸長、体育技術、精神の鍛錬など、大きく成長する機会を与えるものであり、大会出場に係る保護者負担の軽減を図るうえでも、支援を継続していくことが必要である。なお、引率教員の旅費に係る道教委の負担については、全国大会は対象であるが、道大会は対象外であるため、市が助成を継続していく必要がある。 ・子どもの体力向上推進研究事業については、幼児期から小学校低学年における体育活動や基本的な生活習慣づくりの充実にむけ、施策の検討を継続して行う。 ・食に関する指導の推進事業については、児童・生徒が生涯にわたって健康を維持していくためには、学校給食を通して自分で自分の健康を考えることにあり、食に関する指導の充実が大切である。食に関する指導を効果的に進めていくためには、「食の課題と指導の手引き」に基づき食に関する指導を継続的に行っていく必要がある。 ・学校給食衛生管理事業については、現状の施設を使用する中で、給食の衛生管理を良好に維持するためには、老朽化した施設設備機器類を更新して行く必要がある。 							
教育施策審 議会による 意見	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食衛生管理事業について、長年にわたり事故なく進められていることを評価する。今後の施設・設備・機器類の更新に当たり、化学物質に配慮した製品の導入など児童生徒の健康や安全に配慮していただきたい。 ・朝食取得率について、生活のリズムの確保のため、目標値である取得率100%を目指し継続して取組んでいただきたい。 							

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策5 ICTの活用による教育の充実

政策名	1 「生きる力」を育む学校教育の推進												
施策名	5 ICTの活用による教育の充実				担当課	教育総務課、小中一貫教育課							
現状と課題	ICTを活用した効果的な学習が求められています。												
基本的方向	国際理解、情報、環境、福祉、人権、平和などのさまざまな課題に対して主体的に解決に取り組もうとする態度・能力の育成など「社会の変化や課題に対応できる力」を育む教育を充実します。												
施策内容	1 学びの充実を図るため、積極的にICTを活用するとともに、指導方法・指導体制の工夫改善を進めます。 2 教員のICT活用指導力向上のための研修等を充実します。												
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)				評価						
	学校ICT環境整備事業	情報化社会へ適応するための情報処理能力の向上、ICTを活用した授業による学力の向上、校務処理の効率化を図るために、教育用(児童生徒用)、校務用(教師用)のコンピュータや、周辺機器等の計画的な更新を行うとともに、教員の校務効率化を図るために、校務支援システムを導入し、教員が児童生徒と向き合う時間を確保する。	ICT機器については、予算の範囲内で計画どおり更新が図られているが、国が目標とする整備水準を満たすには、教育用タブレットPCの配置増など、整備費の確保が必要となる。また、授業中にICTを活用して指導できる教員の割合については、小中学校ともに全国平均以上である。				b						
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H29目標値	指標の根拠	評価					
	ICT等を活用した授業実践と改善	電子黒板、タブレット、実物投影機などICT機器を活用した授業が行われていると回答した児童生徒の割合	小・中	100% (H28)	96%	100%	学校教育の推進方針	c					
		小学校教育用タブレット月別使用回数の全校平均(1人あたり)	小	4.1回 (H27.6～2月少ない学校)	12.6回	10回以上	学校教育の推進方針	a					
	中学校デジタル教科書月別利用回数の全校平均(1校あたり)		中	1回 (H26少ない学校)	84回	20回以上	学校教育の推進方針	a					
施策の総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった	C 見直しや改善が必要										
		○											
今後の方向性	・学校ICT環境整備事業については、児童生徒の情報活用能力の育成に向け、継続的に情報機器の更新を行い、併せて保守管理やセキュリティ機能の充実を図るとともに、タブレット端末等の整備など時代に即した情報機器の整備、更新を計画的に実施する。 なお、文部科学省の第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定・対象期間:平成30年度～平成34年度)で、学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度の整備等、目標が示されたことから、整備の検討を行う。												
教育施策審議会による意見	・新学習指導要領の完全実施を見据え、ICT機器が一層有効活用されるよう、教員の資質向上を図るための研修機会の拡充などを検討していただきたい。												

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値:年度ごとに設定の場合、H32目標値:社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策6 特別支援教育の充実

政策名	1 「生きる力」を育む学校教育の推進												
施策名	6 特別支援教育の充実			担当課	学校教育課								
現状と課題	<p>「インクルーシブ教育(※)」の理念に基づき、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その子の持っている力を高め、学習や生活の困難性の改善や克服をするため、学校全体で適切な指導・支援が行えるよう特別支援教育の推進体制の充実が求められています。</p> <p>※インクルーシブ教育とは、障がいがある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育。</p>												
基本的方向	一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かな指導や支援を充実します。												
施策内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 通常の学級、特別支援学級、通級指導教室での一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を充実します。 2 特別支援教育コーディネーターを中心として全教職員による推進体制を充実します。 3 特別支援学校や関係機関との連携を充実します。 												
事務事業の成果と評価	事業名	概要		主な成果(達成度)			評価						
	特別支援教育推進事業	特別な支援を必要とする子どもたちの個々の教育的ニーズに対応するため、特別支援学級に食事や排泄などの介助や移動時の補助など児童生徒の介助をする特別支援学級介助員を、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の生活面や学習支援等を行う特別支援教育支援員を配置する。また、特別支援教育の教育環境整備、学校内の体制の整備、学校、保護者に対する支援体制の充実を図る。		特別な支援を要する児童生徒の情報を教職員と共に共有し、細やかな配慮を行うことで、児童生徒本人のみならず、すべての児童生徒の教育目標の達成に成果がある。			a						
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H29目標値	指標の根拠	評価					
	児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育支援の実施	特別な支援を必要とする児童生徒に教育的な支援行っている学校の割合	小・中	87.5% (H28)	87.5%	100%	学校教育の推進方針	b					
		特別支援コーディネーターによる校内支援会議を実施している学校の割合	小・中	100% (H28)	100%	100%	学校教育の推進方針	a					
施策の総合評価	A 期待した成果があった ○	B 一定の成果があった	C 見直しや改善が必要										
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進事業については、肢体不自由学級の新設が続いている状況から、今年度以降、特別支援学級介助員については、配置人数の拡大を見据えた検討を行う。 												
教育施策審議会による意見	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮が必要な児童生徒が増加していることから、専門性を有する支援員の確保や市役所の専門職等による学校へのフォローを充実していただきたい。 ・特別支援学級等におけるICT機器の整備など教育環境の充実を図っていただきたい。 												

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策7 社会の変化や課題に対応した教育の推進

政策名	1 「生きる力」を育む学校教育の推進												
施策名	7 社会の変化や課題に対応した教育の推進			担当課	教育総務課、学校教育課								
現状と課題	<p>変化の激しい社会の中で、北広島市の子ども一人ひとりが創造性豊かに、たくましく生きていくためには、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心などの豊かな人間性、基礎的・基本的な内容を確実に身に付け、よりよく問題を解決する資質や能力、たくましく生きるために健康・体力など、「生きる力」を育むことが求められています。</p> <p>児童生徒一人ひとりの社会性や職業観・勤労観を育てる「キャリア教育」の充実が求められています。</p>												
基本的方向	国際理解、情報、環境、福祉、人権、平和などのさまざまな課題に対して主体的に解決に取り組もうとする態度・能力の育成など「社会の変化や課題に対応できる力」を育む教育を充実します。												
施策内容	<ol style="list-style-type: none"> 成長の足跡を確かめ、夢や目標に向かって挑戦する人材育成を目指す「きたひろ夢ノート」の実践を充実させるとともに、望ましい社会性や職業観・勤労観を育成するキャリア教育を推進します。 国際化に対応するため、英語教育に取り組むとともに、外国語指導助手(ALT)の活用など、コミュニケーション能力の育成を図ります。 子どもの権利をはじめとした人権教育や環境、福祉、平和、防災教育を充実・発展させるための取り組みを推進します。 姉妹都市東広島市との交流を通して、お互いの歴史や文化を理解し、ふるさと意識の醸成を推進します。 												
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)				評価						
	外国語指導助手活用事業	児童・生徒の英語発音やコミュニケーション能力、国際理解の育成向上を目的に各学校の外国語授業等に英語指導助手(ALT)を派遣し、外国語授業等の充実を図る。	学校との協議により、現状の人員を最大限効率的に活用できるように調整して派遣している。				a						
成果を示す主な指標	姉妹都市子ども大使交流事業	小中学生による姉妹都市東広島市との相互訪問により、両市の友好親善を深めるとともにふるさと意識を高める。また、広島市原爆死没者慰靈式並びに平和祈念式への参列と、広島平和記念資料館の見学等を通して、平和を尊ぶ心を養い、学習成果の還流を図る。	交流事業を通じ学び、経験したことは、各校での報告会の開催や、報告集の作成を行い、校内外に発表している。				a						
	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H29目標値	指標の根拠	評価					
キャリア教育の推進と「きたひろ夢ノート」の実践検証	地域の教育資源を活用した体験的大志学の実践を行っていると回答した学校の割合	小・中	H29から	100%	100%	100%	学校教育の推進方針	a					
	「夢ノートの活用」が図られている学校の割合	小・中	100% (H28)	100%	100%	100%	学校教育の推進方針	a					
	「夢ノートの活用」などを通じて、将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合	小・中	H29から	小90% 中80%	小90% 中80%	小90% 中80%	学校教育の推進方針	a					
外国語(英語)教育の充実	外国語活動にかかわって中学校教員による出前授業や合同での指導案作成など、中学校と連携している小学校の割合	小	100% (H27)	100%	100%	100%	教育活動等に関する調査(道教委)	a					
	防災教育の充実	地震などの発生を想定した防災訓練を実施している学校の割合	小・中	100% (H27)	100%	100%	公立・小・中学校の体育・保健・安全に関する調査(道教委)	a					
施策の総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった	C 見直しや改善が必要										
	○												
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手活用事業については、学習指導要領の改訂により、小学校における外国語(英語)の指導時数が増となることに伴い、指導助手の増員により充実した授業を行っていく。 ・姉妹都市子ども大使交流事業については、姉妹都市との交流、郷土学習、平和教育を推進するため、今後も継続して実施する。 												
教育施策審議会による意見	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手活用事業について、小学校における外国語活動の一層の充実が求められていることを踏まえ、引き続きALTの活用を最大限図っていただきたい。また、英語教育に専門性を有する日本人外部講師の活用についても検討していただきたい。 ・姉妹都市交流事業など北広島市の特色ある教育活動を引き続き、推進していただきたい。 												

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策8 開かれた学校づくりの推進

政策名	2 信頼され、魅力ある学校づくりの推進				
施策名	8 開かれた学校づくりの推進			担当課	学校教育課、小中一貫教育課
現状と課題	<p>学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現するためには、子どもを中心に据え、地域の意見や要望を生かした学校経営を進めることができます。また、学校からも適時適切な情報提供を行い、学校、家庭、地域が協働して学校改善への取組みを進め、地域に開かれた学校づくりが求められています。</p> <p>家庭や地域の教育的ニーズに対応した教育活動を推進するとともに、学校関係者評価による学校評価の結果や、教育活動の成果を保護者や地域へ周知する広報活動などを充実する必要があります。</p> <p>地域の方々の教育活動への参加や学校資源を地域へ提供するなど、学校と地域の双方向の連携を推進する必要があります。</p>				
基本的方向	学校の教育活動や運営についてのマネジメント・サイクルに基づいた継続的な評価や評価結果の公表、保護者や地域住民との双方向の協力、学校関係者からの意見や評価の活用などを通じて信頼性の向上と学校改善を図る開かれた学校づくりを推進します。				
施策内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校経営プログラムによる学校経営の推進とマネジメント・サイクルによる学校改善を推進します。 2 家庭や地域の教育的ニーズに対応した教育活動を推進します。 3 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の取り組みなど、地域の方々の教育活動への参加や地域への学校資源の提供により、学校と地域の双方向の連携を推進します。 4 子どもたちにとって、より豊かで有意義な土曜日を実現する「土曜授業」を推進します。 				
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)		
	学校評議員等運営支援事業	地域や社会に開かれた学校づくりを推進するため、市内小・中学校に学校評議員を委嘱し、学校運営等に関して学校と評議員との意見交換を行う。また、各校に学校関係者評議員を委嘱し、各学校が教育水準の向上を図るために教育活動や学校運営について自己評価した結果について、学校関係者評議員に評価をしてもらうなど、学校が家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動の展開を図る。	各学校では、学校評議員の意見や学校関係者評議員による評価内容を尊重した学校改善を行っている。		
成果を示す主な指標	コミュニケーション・スクール推進事業	地域とともにある学校づくりを推進するためのツールとして、平成25年度に西部中学校区に導入したコミュニケーション・スクールのこれまでの実践を検証し、検証で明らかになった成果及び課題を踏まえ、同中学校区における取り組みを継続して推進するとともに、他の中学校区に拡大する。 北海道総合教育大綱(平成27年10月策定)において、北海道の全地域でコミュニケーション・スクールの導入を進めることができれている。	学校・家庭・地域が協働して子どもたちを育む、地域とともにある学校づくりとして非常に有効である。		
	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値
今後の方向性	地域への学校資源の提供	年間指導計画(各教科の進度を示す計画表)の保護者等へ公表している小・中学校の割合	小	44.4% (H27)	75%
			中	57.1% (H27)	83.3%
施策の総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった	C 見直しや改善が必要		
	○				
教育施策審議会による意見	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員等運営支援事業については、保護者、地域住民等の意見を学校運営に反映させることにより、開かれた学校づくりのさらなる充実を図る。 ・コミュニケーション・スクール推進事業については、法改正による努力義務化に伴い、ロードマップ(計画)に沿って準備検討委員会を設置し、各地域の実情に応じた学校運営協議会の設置を図っていく。 				

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策9 教育環境の整備

政策名	2 信頼され、魅力ある学校づくりの推進																																					
施策名	9 教育環境の整備	担当課	教育総務課、学校教育課、小中一貫教育課、社会教育課																																			
現状と課題	<p>学校が、家庭や地域の信頼に応え、公教育としてよりよい魅力のある学校づくりを進めるために、学び続ける教員を支援する仕組みを構築し、課題探求型の学習、協働的な学びなど、新しい学びを展開するための教員の実践的指導力等を向上させる必要があります。</p> <p>教育施設の老朽化や児童生徒数の増減に対応して、安全・安心な魅力ある施設の整備を進めるとともに、学校規模の適正化を検討する必要があります。</p> <p>時代の変化に対応して、小中一貫教育などの新しい教育手法の検討や、学校を支援する制度の充実に努める必要があります。</p> <p>今日の経済状況の中で、勉学に意欲的な生徒や学生が、経済的な理由で就学が困難になっている傾向が見られ、経済的な負担の軽減を図る必要があります。</p>																																					
基本的方向	質の高い学びを支える環境づくりや安心して教育活動が行える学校づくり、新しい教育手法による魅力ある教育活動など、社会の変化や実態にあった教育環境の整備を促進します。																																					
施策内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修機会の充実や適切な教職員評価を通じて、教職員の資質の向上を図ります。 2 適正な規模の集団の中で学ぶことができる環境づくりを推進します。 3 老朽化学校施設の長寿命化や耐震化に取り組み、防災施設としての機能の充実を図るとともに、児童生徒数の増減に対応した学校施設の整備を推進します。 4 児童生徒の安全と学習環境の向上に配慮した施設・設備の整備を推進します。 5 小中一貫教育等の新しい教育のあり方について検討を進めます。 6 家庭、地域による学校への支援を支える取組みを推進します。 7 小・中・高等学校教育等への就学を支援します。 																																					
事務事業の成果と評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 名</th> <th>概 要</th> <th>主な成果(達成度)</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育団体活動支援事業</td><td>教職員の資質の向上と教育内容及び学校経営の充実を図るために、教育関係団体が行う活動の経費の一部を助成する。(対象団体:教育研究会、校長会、教頭会、進路指導連絡協議会)</td><td>会議や研修会の開催や各種事業の実施など、その成果は教職員の資質の向上や学校経営の充実に十分活かされている。</td><td>a</td></tr> <tr> <td>学校施設空気環境測定事業</td><td>シックスクール対策の一環として、「学校環境衛生上の基準」に基づき、教室内のトルムアルデヒド及び揮発性有機化合物について空気中濃度測定を実施し、良好な衛生環境確保に努める。</td><td>学校保健安全法第6条に基づく「学校環境衛生基準」に基づき、児童生徒の健康及び教育環境の衛生を適切に保持・管理することが目的であり、施設環境の向上につながっている。</td><td>a</td></tr> <tr> <td>学校事務機器整備事業</td><td>学校事務の効率化、児童生徒の確かな学力の定着・向上、保護者・地域との連携を図るために、学習プリントや保護者・地域へ配布する印刷物作成に必要な事務機器等を整備する。</td><td>適切な保守や修繕を実施することで事務機器を有効に活用することができる。</td><td>a</td></tr> <tr> <td>学校施設管理機器整備事業</td><td>良好な教育環境を維持するために必要な草刈機、除雪機などの管理機器の保守管理及び修繕を行うとともに、耐用年数を経過した機器を更新する。</td><td>児童生徒等の教育環境を良好にかつ適切に保持・管理することを目的としており、それに伴う維持管理機器の保守・修繕であることから、成果は上がっている。</td><td>a</td></tr> <tr> <td>学校放送設備整備事業</td><td>学校の放送設備や視聴覚設備の老朽化に伴う整備や時代に合った設備に更新することにより、設備を有効に活用し、教育活動の充実を図る。</td><td>最新技術を活用した教材の視聴や、自主放送の制作などにより、児童生徒の表現力や学習意欲の向上に寄与するものである。</td><td>a</td></tr> <tr> <td>私立学校教育振興事業</td><td>本市に本校を有する私立高等学校が行う教育活動を支援することにより、私立学校の教育環境の充実と保護者への負担軽減を図る。</td><td>部活動大会出場経費の助成をはじめ、教育上必要な教材教具の購入や教育環境の整備を補助としていることで、市内私立高校の学校教育活動の充実に寄与している。</td><td>a</td></tr> <tr> <td>小中学校周辺環境整備事業</td><td>市内小中学校敷地内にある駐車場舗装やグレーティングなどの外構工事、屋外物置などの付属建築物及び屋外施設(遊具、グランド散水栓、テニスコート、フェンス、防球ネット等)を計画的に更新する。</td><td>小学校遊具新設に関しては、概ね成果が向上している。</td><td>b</td></tr> <tr> <td>教師用指導書等整備事業</td><td>教員に対し、指導書及び教科書を配布することにより、効率的で統一的な授業を行うとともに、指導方法の工夫改善等、授業内容の充実を図る。</td><td>全ての学校で統一的な指導を行うことができ、子どもたちへの教育的効果は高い。</td><td>a</td></tr> </tbody> </table>	事 業 名	概 要	主な成果(達成度)	評価	学校教育団体活動支援事業	教職員の資質の向上と教育内容及び学校経営の充実を図るために、教育関係団体が行う活動の経費の一部を助成する。(対象団体:教育研究会、校長会、教頭会、進路指導連絡協議会)	会議や研修会の開催や各種事業の実施など、その成果は教職員の資質の向上や学校経営の充実に十分活かされている。	a	学校施設空気環境測定事業	シックスクール対策の一環として、「学校環境衛生上の基準」に基づき、教室内のトルムアルデヒド及び揮発性有機化合物について空気中濃度測定を実施し、良好な衛生環境確保に努める。	学校保健安全法第6条に基づく「学校環境衛生基準」に基づき、児童生徒の健康及び教育環境の衛生を適切に保持・管理することが目的であり、施設環境の向上につながっている。	a	学校事務機器整備事業	学校事務の効率化、児童生徒の確かな学力の定着・向上、保護者・地域との連携を図るために、学習プリントや保護者・地域へ配布する印刷物作成に必要な事務機器等を整備する。	適切な保守や修繕を実施することで事務機器を有効に活用することができる。	a	学校施設管理機器整備事業	良好な教育環境を維持するために必要な草刈機、除雪機などの管理機器の保守管理及び修繕を行うとともに、耐用年数を経過した機器を更新する。	児童生徒等の教育環境を良好にかつ適切に保持・管理することを目的としており、それに伴う維持管理機器の保守・修繕であることから、成果は上がっている。	a	学校放送設備整備事業	学校の放送設備や視聴覚設備の老朽化に伴う整備や時代に合った設備に更新することにより、設備を有効に活用し、教育活動の充実を図る。	最新技術を活用した教材の視聴や、自主放送の制作などにより、児童生徒の表現力や学習意欲の向上に寄与するものである。	a	私立学校教育振興事業	本市に本校を有する私立高等学校が行う教育活動を支援することにより、私立学校の教育環境の充実と保護者への負担軽減を図る。	部活動大会出場経費の助成をはじめ、教育上必要な教材教具の購入や教育環境の整備を補助としていることで、市内私立高校の学校教育活動の充実に寄与している。	a	小中学校周辺環境整備事業	市内小中学校敷地内にある駐車場舗装やグレーティングなどの外構工事、屋外物置などの付属建築物及び屋外施設(遊具、グランド散水栓、テニスコート、フェンス、防球ネット等)を計画的に更新する。	小学校遊具新設に関しては、概ね成果が向上している。	b	教師用指導書等整備事業	教員に対し、指導書及び教科書を配布することにより、効率的で統一的な授業を行うとともに、指導方法の工夫改善等、授業内容の充実を図る。	全ての学校で統一的な指導を行うことができ、子どもたちへの教育的効果は高い。	a	
事 業 名	概 要	主な成果(達成度)	評価																																			
学校教育団体活動支援事業	教職員の資質の向上と教育内容及び学校経営の充実を図るために、教育関係団体が行う活動の経費の一部を助成する。(対象団体:教育研究会、校長会、教頭会、進路指導連絡協議会)	会議や研修会の開催や各種事業の実施など、その成果は教職員の資質の向上や学校経営の充実に十分活かされている。	a																																			
学校施設空気環境測定事業	シックスクール対策の一環として、「学校環境衛生上の基準」に基づき、教室内のトルムアルデヒド及び揮発性有機化合物について空気中濃度測定を実施し、良好な衛生環境確保に努める。	学校保健安全法第6条に基づく「学校環境衛生基準」に基づき、児童生徒の健康及び教育環境の衛生を適切に保持・管理することが目的であり、施設環境の向上につながっている。	a																																			
学校事務機器整備事業	学校事務の効率化、児童生徒の確かな学力の定着・向上、保護者・地域との連携を図るために、学習プリントや保護者・地域へ配布する印刷物作成に必要な事務機器等を整備する。	適切な保守や修繕を実施することで事務機器を有効に活用することができる。	a																																			
学校施設管理機器整備事業	良好な教育環境を維持するために必要な草刈機、除雪機などの管理機器の保守管理及び修繕を行うとともに、耐用年数を経過した機器を更新する。	児童生徒等の教育環境を良好にかつ適切に保持・管理することを目的としており、それに伴う維持管理機器の保守・修繕であることから、成果は上がっている。	a																																			
学校放送設備整備事業	学校の放送設備や視聴覚設備の老朽化に伴う整備や時代に合った設備に更新することにより、設備を有効に活用し、教育活動の充実を図る。	最新技術を活用した教材の視聴や、自主放送の制作などにより、児童生徒の表現力や学習意欲の向上に寄与するものである。	a																																			
私立学校教育振興事業	本市に本校を有する私立高等学校が行う教育活動を支援することにより、私立学校の教育環境の充実と保護者への負担軽減を図る。	部活動大会出場経費の助成をはじめ、教育上必要な教材教具の購入や教育環境の整備を補助としていることで、市内私立高校の学校教育活動の充実に寄与している。	a																																			
小中学校周辺環境整備事業	市内小中学校敷地内にある駐車場舗装やグレーティングなどの外構工事、屋外物置などの付属建築物及び屋外施設(遊具、グランド散水栓、テニスコート、フェンス、防球ネット等)を計画的に更新する。	小学校遊具新設に関しては、概ね成果が向上している。	b																																			
教師用指導書等整備事業	教員に対し、指導書及び教科書を配布することにより、効率的で統一的な授業を行うとともに、指導方法の工夫改善等、授業内容の充実を図る。	全ての学校で統一的な指導を行うことができ、子どもたちへの教育的効果は高い。	a																																			

事務事業の成果と評価	児童生徒の通学費支援事業	保護者の経済的負担の軽減を図るため、遠距離通学等で、公共交通機関を利用して市立小中学校に通学している児童・生徒及び自家用車による送迎を常としている児童生徒の保護者に通学に要する経費の一部を支援する。	利用者が一部地域に偏っている面はあるが、年間170名以上の児童生徒が公共交通機関等を利用しており、有効に活用されている。				a	
	高等学校等入学準備金支給事業	市内に住所を有し高等学校等に入学した生活困窮世帯の生徒の保護者の経済的負担軽減のため、入学時に必要となる経費の一部として、入学準備金を支給する。	高等学校等の入学時に必要となる経費の保護者負担の軽減が図られている。				a	
	要保護・準要保護児童生徒援助事業	生活保護世帯(要保護)や経済的困窮世帯(準要保護)の児童生徒に対し、就学に必要な経済的な援助を行うことで、平等に義務教育を受ける権利を保障する。 また、年度末、年度当初の要保護・準要保護児童生徒援助事業に係る事務作業量が膨大になっており、データの整備等が必要となっている。申請受付から認定審査、支給処理に大きな時間を要しているため、住民登録台帳と連携したシステムを導入することにより、事務作業の軽減を図る。	厳しい経済状況が続き、支援へのニーズは減少することがない。				a	
	奨学金支給事業	経済的な理由によって高等学校等の就学困難な学生及び生徒に対し、学資の一部を支給することにより、等しく教育を受ける機会を与える。	高等学校等の就学に必要となる経費の保護者負担を軽減し、就学の機会の均等に貢献している。				a	
	小中一貫教育推進事業	子どもを取り巻く社会環境の変化に伴う様々な教育課題に対応していくため、小中9年間で「連続した学び」を保障する一貫教育を推進し、学力や社会性などの「生きる力」の育成を図る。	児童生徒及び教職員の意識の変化が起こっており、定期的な評価及び検証を行いながら、より効果のある取組を重ねていく。				a	
	学校支援地域本部事業	学校を地域全体で支える体制を整えていくために設置した学校支援地域本部により、地域住民等による学校支援を推進する。 地域住民や学校支援ボランティアなどによる学校支援をより効果的に行うための体制を充実するため、学校支援ボランティアや授業補助員などと学校との調整を図る「学校支援コーディネーター」を2名配置し、効果的に学校を支援する。	事業内容も浸透してきており、成果は上がっている。				a	
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H29目標値	指標の根拠	評価
	9年間を見とおした指導計画の立案・作成	「中学校区で、大志学(キャリア教育)の指導計画、教科(算数・数学等)の系統図を作成している」と回答した学校の割合	小・中	H29から	100%	100%	学校教育の推進方針	a
		「中学校区で、標準学力検査(NRT)や全国学力学習状況調査、全国体力・運動能力テストの結果を共同で分析し、改善プランの作成に役立てている」と回答した学校の割合	小・中	H29から	100%	100%	学校教育の推進方針	a
	学校区での授業交流と合同研修の実施	乗り入れ授業・学習を実施した学校の割合	小・中	H29から	80%	80%	学校教育の推進方針	a
		中学校区内で小中合同の授業交流を行った学校の割合 「小中一貫についての合同研修会を実施した学校の割合	小・中	100% (H28)	100%	100%	学校教育の推進方針	a
施策の総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった	C 見直しや改善が必要					
	○							

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育団体活動支援事業については、北広島市の教育活動振興のため、各種研究会の実施など実績、効果を上げている。また、校長会、教頭会の補助金については全道、管内校長会、教頭会の負担金が含まれており、校長、教頭の研修の場も確保され円滑な学校運営が図られていることから、継続する。 ・学校施設空気環境測定事業については、近年、化学物質過敏症が問題となっており、施設管理者として児童生徒の健康を維持するための事業であり、現状維持とする。 ・学校事務機器整備事業については、教育活動に必要な事務機器であり、計画的な保守、整備・更新を継続する。 ・学校施設管理機器整備事業については、良好な教育環境を維持するため必要な機器であり、継続して点検委託及び修繕、更新を行う。 ・学校放送設備整備事業については、市内学校の放送設備を時代に合った形で更新するため、計画的に実施していく。 ・私立学校教育振興事業については、全道的にも当該市町に所在する私立高等学校への支援は行われており、学校教育の一翼を担っている私立高等学校の教育環境の整備・充実を進めるために継続する。 ・小中学校周辺環境整備事業については、各小中学校の設備等に老朽化が目立ち早急な対応が急務となっている現状があることから、安全点検等を行いながら、計画的に整備する。 ・教師用指導書等整備事業については、必要最小限の購入に努めて継続していく。 ・児童生徒の通学費支援事業については、遠距離通学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減策として有効に利用されている為、継続する。 ・高等学校等入学準備金支給事業については、子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定され、地方公共団体にも施策を実施することが求められており、高等教育を受ける機会を確保するためにも必要であるため、継続する。 ・要保護・準要保護児童生徒援助事業については、生活困窮世帯に対し義務教育の就学に必要な費用を援助するものであり、教育機会の均等を図る上からも必要である。今後は、事務事業の効率化に向けたシステム導入について検討を行う。 ・奨学金支給事業については、国の貧困対策とも合致しており、継続して支援を行う。 ・小中一貫教育推進事業については、事業の評価及び検証を行いながら、改善を図っていく。 ・学校支援地域本部事業については、教育基本法では、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が規定されている。学校支援地域本部は、これを具体化する方策の柱であり、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整え、学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上をそのねらいとしていることから、現状継続とするほか、新たに地域学校協働本部の考え方が示されていることから、今後取り組みについて検討を行う。
--------	---

教育施策審議会による意見	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した施設・設備・事務機器等について、安易に後年次に先送りされることなく、速やかに更新されるよう努めていただきたい。
--------------	---

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策10 家庭の教育力向上への支援内容の充実

政策名	3 やさしく支えあう教育連携の推進									
施策名	10 家庭の教育力向上への支援内容の充実			担当課	学校教育課・社会教育課					
現状と課題	青少年の健全育成の基本である、家庭、学校、地域を取り巻く社会情勢は、少子化や核家族化の進行、教育力の低下、膨大な量の情報等の影響を受け、家庭教育の在り方をめぐる問題は複雑さを増しています。									
基本的方向	基本的な生活習慣や自立心の育成など、家庭での教育力向上やあたたかな家庭づくりへの支援を進めます。									
施策内容	1 あたたかな家庭づくりへの支援の充実を図ります。 2 PTAなどとの連携を図り、家庭教育向上に向けた支援を充実します。 3 家庭・学校・地域が一体となり、子どもたちの生活習慣を見直す取り組みを進めます。									
	事業名	概要		主な成果(達成度)			評価			
事務事業の成果と評価	家庭教育支援事業	<p>家庭の教育力向上のため、関係する団体などと連携し、家庭教育支援に関する実践活動・交流活動を行う。</p> <p>平成24～平成26年度において実施した「きたひろしま生活シート」の調査結果を基に家庭教育に関する実践・啓発活動を実施する。</p> <p>子どもたちの学力・体力の低下の背景には、生活習慣が深く関係していることが指摘されていることから、生活習慣の改善に向けた体験事業や乳幼児健診やマタニティスクールの機会に保護者を対象とした啓発資料の配布、中学校区PTA等が開催する学習会への支援を行い家庭の教育力、生活力向上の底上げを図る。</p>		<p>家庭教育に関する講演会及び啓発を行うことは手段として有効であるとともに、子ども生活リズム向上事業を通して、家庭での共通話題の提供など、概ね成果を上げている。</p>			b			
	北広島市PTA連合会支援事業	児童生徒の健全育成を進めるため、学校単位のPTAの連携を図り、保護者等を対象とした研修会等を実施するPTA連合会の活動を支援する。		児童生徒に対する保護者としての義務、責任、指導などの家庭教育全般について、研修会や講演会を開催し、意識啓発に役立っている。			a			
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要		対象	基準値	H29実績値	H29目標値 ※社会教育の推進方針に関しては、H32目標値	指標の根拠	評価	
	家庭、地域と連携を図った学習・生活習慣の確立	家族とスマートフォン、テレビ、ゲーム等の使い方や見方、やり方について約束をしている児童・生徒の割合		小・中	71.3% (H28)	73%	80%	学校教育の推進方針	b	
		家庭学習を小学校6年生は1時間以上、中学校3年生は1時間30分以上実施している児童・生徒の割合		小	64.2% (H27)	70%	80%	学校教育の推進方針 社会教育の推進方針	b	
	「子ども朝活」事業の実施(地区)数	子どもの生活習慣づくり事業「子ども朝活」事業を実施している地区数		市民	1地区 (H27)	4地区	5地区	社会教育の推進方針	b	
施策の総合評価	A 期待した成果があった		B 一定の成果があった		C 見直しや改善が必要					
	○									
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援事業については、少子化や核家族化の進行、携帯電話やスマートフォンの普及などの影響を受け、青少年を取り巻く環境や家庭教育の在り方については複雑さを増している状況にある。生活習慣の向上や自立心の育成など、家庭での教育力向上のための支援を行うことが必要であることから、現状継続とする。 ・北広島市PTA連合会支援事業については、児童生徒の健全育成を図るために、学校だけでなく家庭での教育力を高めることが必須であることから、PTA活動の支援を通して活動の活性化が必要である。 									
教育施策審議会による意見	・PTA活動は家庭の教育力向上を図る上で有効であることから、既存の活動内容の点検・評価を行い、PTA活動に参加しない保護者の参加促進など活性化策について検討していただきたい。									

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策 1.1 教育相談体制の充実

政策名	3 やさしく支えあう教育連携の推進							
施策名	11 教育相談体制の充実			担当課	学校教育課			
現状と課題	<p>不登校児童生徒への対応については、指導・訪問体制を充実していく必要があります。小中学校には心の教室相談員を配置して、児童生徒の悩み事などの相談に当たっていますが、さらに学校や中央児童相談所などと連携を強化していく必要があります。</p> <p>インターネット上で、新しい形のいじめや犯罪被害に巻き込まれるなどのトラブルが全国的に多発しています。このことから、いじめ防止基本方針に基づく対策を効果的に推進していくとともに、子どもに情報モラル向上の指導や保護者への啓発をさらに進めていく必要があります。子どもを狙う不審者の出没や犯罪被害は憂慮される問題となっており、子どもが安全で安心して生活できるよう、地域で子どもを守り育てる活動や機運の醸成が求められています。</p>							
基本的方向	いじめや不登校などの問題を早期に解消するため、関係機関との連携強化と専門的知識を有する人材の活用を進めます。							
施策内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 いじめ・不登校の問題を早期に解消するため、スクールカウンセラー(道費)、こどもSC相談員(臨床心理士)など専門的知識を有する人材を積極的に活用します。 2 不登校児童生徒の学校復帰に向け、「みらい塾」において学習指導や社会体験活動を行い、集団生活や社会適応能力の向上を図ります。 3 携帯電話の取り扱いや情報モラルについて、児童生徒や保護者に対して啓発を図るとともに、インターネット上などの新しい形のいじめやトラブル、犯罪被害や生活習慣の乱れを防ぐため、ネットパトロールを実施します。 4 いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期解決の取り組みを強化します。 5 青少年を取り巻く諸問題の把握と早期解決に向け、学校や中央児童相談所などと連携を強化していきます。 							
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)			評価		
	不登校いじめ対策・教育相談事業	<p>不登校児童生徒の学校復帰と社会的自立を支援するため、保護者や学校、関係機関と連携して、ひきこもりや不登校児童生徒の解消と未然防止を図る。また、適応指導教室「みらい塾」を運営するため、指導員(非常勤職員)2名を配置する。</p> <p>また、学校や家庭の問題で悩んでいる児童生徒及びその保護者を対象に、面談や家庭訪問による相談支援を行い、問題の早期解決を図るために子どもサポートセンター相談員(臨床心理士・非常勤職員)及び教育相談員(非常勤職員)を配置する。</p> <p>いじめ等問題対策委員会を開催し、いじめ問題への取組を確認しいじめの未然防止、再発防止につなげる。</p>	<p>不登校の要因は複雑化し、子どもたちが抱える問題も多様化している中、不登校児童生徒の数は減少に至っていないが、適切な指導・支援により問題の軽減や解消につながっている。</p>			a		
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H32目標値	指標の根拠	評価
	不登校児童生徒割合	不登校を理由として30日以上の欠席をした児童生徒の全児童生徒に対する割合	小・中	0.59% (H26)	0.89%	↖	社会教育の推進方針	c
	復帰した児童生徒の割合	不登校となった児童生徒が学校へ復帰した児童生徒数	小・中	11.8% (H26)	9.5%	↗	社会教育の推進方針	c
施策の総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった	C 見直しや改善が必要					
		○						
今後の方向性	・不登校いじめ対策・教育相談事業については、不登校の児童生徒数はここ数年大きな変化がなく、要因も複雑化してきている。個々のケースに応じた支援をNPOとの協働で進めていく必要がある。							
教育施策審議会による意見	・不登校の要因が複雑化していることを踏まえ、関係機関(市役所福祉課、子ども家庭課、児童相談所、心療内科等)との連携強化を図り、未然防止・早期発見・早期対応の取組等を強化していただきたい。							

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策 12 地域が支える健全育成活動の充実

政策名	3 やさしく支えあう教育連携の推進									
施策名	12 地域が支える健全育成活動の充実			担当課	学校教育課・社会教育課					
現状と課題	本市では、子どもサポートセンターの相談・支援体制の確立や子どもの体験活動の実施など、家庭、学校、地域との連携による青少年の健全育成を図ってきました。									
基本的方向	青少年を健やかに育む、安全・安心な育成環境を確保するため、家庭、学校、地域との連携を強化し、主体的な健全育成活動を支援します。									
施策内容	1 子どもサポートセンターの相談・支援機能を核として、家庭、学校、地域との連携を強化するとともに、地域の教育力の向上や各地区の健全育成活動を支援します。 2 各種大会や地域の安心・安全講座などを通じて全市的な健全育成に関する意識の高揚を図ります。 3 児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができるよう「放課後子供教室」の充実を図ります。									
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)				評価			
	青少年安全対策事業	関係機関や地域と連携を図り、青少年の問題行動等の未然防止や非行防止を推進する。専任指導員(非常勤職員)2名を配置。 スクールガードリーダーによる学校施設、通学路等の安全確認及び巡回指導を行い、子どもたちの安全を確保する。 また、不審者情報等を携帯電話等にメール配信し、危険な事案に関する情報の発信と注意喚起を行なう。	各種安全対策、巡回指導、意識啓発活動を関係機関と連携して実施している。				a			
	青少年健全育成事業	地域の子どもは地域で育てる活動を推進するため、学校、PTA、自治会、関係団体と連携して青少年健全育成大会を開催し、また保護者や地域に向けて健全育成の情報発信のため子どもサポートセンターだより「きずな」を年4回発行する。 子どもたちに、豊かな心を育み、健やかでたくましく生きる力を育てるため、子どもたち自らが体験し、心で感じ取ることができる交流活動等を推進する。 学校・家庭・地域が一体となり、地域で子どもたちを守り、育み、安全安心な地域づくりのため、各地区の青少年健全育成連絡協議会の活動を支援する。	青少年の健全育成を学校のみに負わせるのではなく、PTAはもとより地域、関係団体が一丸となって活動を進めている。				a			
	放課後子供教室事業	放課後に小学校の余裕教室等を活用して児童の活動拠点を設け、学習や体育活動、地域住民との交流活動等を行い、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。 今後も条件が整備された学校から実施を検討する。	児童の3割程度の登録があり、子どもの居場所づくりとして効果がある。				a			
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H32目標値	指標の根拠	評価		
	青少年健全育成活動への参加者	青少年健全育成連絡協議会などの健全育成活動への参加者数	市民	1,698人(H26)	2,052人	↗	社会教育の推進方針	a		
	非行・問題行動等の報告数	市内各小中学生による非行・問題行動等の1年間の合計報告数	小・中	6件(H26)	11件	↘	社会教育の推進方針	c		
	不審者等の事案数	市内の変質者・不審者等の1年間の発生件数	—	25件(H26)	13件	↘	社会教育の推進方針	a		

施策の総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった	C 見直しや改善が必要
		○	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年安全対策事業については、子どもたちの安全確保を図るため、地域、学校と協力していくことが必要である。 ・青少年健全育成事業については学校、PTA、自治会、関係団体と連携し、地域に密着した青少年の健全育成活動を推進し、健やかでたくましい子どもの育成を図るために必要である。 ・放課後子供教室事業については、児童の放課後の居場所づくりとして有効であり、対象地域を拡大する。教育活動推進員、教育活動サポーターの登録数等の現状から大曲地区、団地地区での実施となっていたが、新たに東部地区での実施に向け、登録数の拡大や内容の充実、地域学校協働活動との連携について検討する。 ・成人式開催事業については、現状の式典形式は、落ち着いた雰囲気の中、市として新成人をお祝いするとともに、成人としての自覚を促す場として有用であることから現在の方法を維持する。また、民法改正に伴う成人年齢引き下げに伴う成人式のあり方について検討を行う。 		
教育施策審議会による意見	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子供教室の拠点施設の拡大に向け、積極的に学校や地域に働きかけるとともに、核となる人材の確保に努めていただきたい。 ・非行・問題行動の未然防止のため、原因分析を行うとともに、引き続き、きまりを守る等適切な行動の選択・決定ができる資質の育成に努めていただきたい。 		

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策 13 市民の学習活動への支援内容の充実

政策名	4 学びあい、教えあう社会教育の推進									
施策名	13 市民の学習活動への支援内容の充実			担当課	社会教育課					
現状と課題	自由時間の増大を背景に、生きがいや心の豊かさを求める時代となり、生涯学習に対する市民の関心が高まり、学習活動に対するニーズは多様化・高度化しています。市民の主体的な学習活動への支援や、学ぶ機会としての社会教育の充実が求められています。									
基本的方向	時代にあった生涯学習の基礎づくりを進めるためにも全市的な取組みはもとより、各地区の特色を生かした市民の主体的な生涯学習活動の支援を推進します。									
施策内容	1 市民の学習活動に対する意欲に応えるため身近な学習機会の充実に努め、学びを通じたコミュニティづくりに向け、市民が主体的に取り組む学習活動を支援します。 2 社会教育関係団体や市民の主体的な学習活動に対し、団体が自ら個性ある活動を継続するための人材育成や団体運営に対する支援の充実を図るとともに、学んだ成果を生かす機会や相互に交流する場を提供します。 3 市内のそれぞれの地域が、個性豊かに地域の実情にあつた学習活動を展開できるよう、市民と行政との協働による活動を推進します。									
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)				評価			
	生涯学習市民活動団体支援事業	生涯学習の振興のために、市民団体が主体的に企画実施する生涯学習に関する事業へ財政的な支援を行い、市民に多様な学習機会を提供するとともに、生涯学習に取り組む団体を育成する。 市民団体等が企画した、講座・発表会・コンサート・スポーツ大会等の実施に対し、補助対象経費から事業に係る収入を控除した額の1／2以内30万円を限度に助成する。	市民の主体的な活動を支援する事業であることから、年度によって助成事業数にバラつきはあるが、成果は上がっている。				a			
	元気フェスティバル連携事業	市民の生涯学習に対する理解や関心を深めるとともに、市民及び団体の交流を促進する。 平成16年度から名称を「元気フェスティバルinきたひろしま」に改め、内容を拡充し、市民と行政の協働で事業を企画し、実施する。	参加する市民団体で構成された実行委員会で事業を行うことにより、市民に定着した事業となっていることから、事業運営の手段としては有効であるが、参加率の向上が課題である。				b			
成果を示す主な指標	生涯学習振興会支援事業	生涯学習の振興や地域づくり・コミュニティ活動の要として、各地区における住民主導の組織「生涯学習振興会」に対する支援を行い地域の生涯学習の推進を図る。 ・西部・西の里・大曲・東部地区生涯学習振興会が実施する事業に対し支援する。 ・学校支援地域本部など、他団体との連携を強化するための組織体系を検討する。	各地区の特色を活かした活動が展開されており、計画通りに成果が上がっている。また、一つの事業を複数回に分けて実施するなど、限られた事業数の中で効果的な展開を行っている。				a			
	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H32目標値	指標の根拠	評価		
	生涯学習活動の機会の充実に対する市民の満足度	市民意識調査による現状の満足度	市民	52.6% (H26)	H29調査未実施	↗	社会教育の推進方針	-		
施策の総合評価	元気フェスティバル来場者数	学習成果の発表の場である元気フェスティバルに来場した人数(実行委員会関係者を含む来場者数(概算))	市民	3,000人 (H27)	3,000人	↗	社会教育の推進方針	b		
	生涯学習振興会設置数	学びを通じたコミュニティの活性化、人づくりのため地域住民が参画する生涯学習振興会の設置数	市民	4箇所 (H27)	4箇所	5箇所	社会教育の推進方針 ※総合計画指標	b		
A 期待した成果があった	B 一定の成果があった		C 見直しや改善が必要							
	○									

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習市民活動団体支援事業については、現在は団体としての活動が1年以上ある団体が助成対象となっているが、活動初年度の団体も対象としていくことが団体育成につながるかどうかの検討も行いながら、引き続き現状と同様の内容で実施する。 ・元気フェスティバル連携事業については、参加団体のうち、社会教育関係団体の減少が著しいことから、生涯学習の推進に資する事業となるよう、事業内容を含め今後の在り方について、実行委員会の中での検討及び市役所関係課との検討を行う。 ・生涯学習振興会支援事業については、社会教育主事と各地区生涯学習推進アドバイザーとが連携し、各地区的振興会の活動を丁寧にサポートし、振興会の事業をきっかけとした市民の生涯学習の推進を行う。また、学校支援地域本部事業において国が新たに示した地域学校協働活動への連携について検討する。
教育施策審議会による意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生きがいづくりや主体的な学びの機会が保障されるよう、生涯学習振興会支援事業などの取組を発展させていただきたい。

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策 14 地域や世代を見据えた学習機会の充実

政策名	4 学びあい、教えあう社会教育の推進							
施策名	14 地域や世代を見据えた学習機会の充実			担当課	社会教育課、文化課			
現状と課題	<p>必要な情報が適切に提供されるためのシステムづくりが求められてきていることから、市民の学習ニーズを的確に把握し、市民が主体的・意欲的に生涯学習に参加できるよう、多様な学習機会を創出するとともに、学習プログラムを工夫していく必要があります。市民の学習ニーズは、これまでの趣味・教養的な自己実現型だけでなく、少子高齢化に対応した福祉・健康・環境・子育て・防犯などの日常生活や、地域の課題解決に向けた学習機会への要望も増加しています。</p>							
基本的方向	国際化の進展や社会の変化に適切に対応していくために、社会の要請や個人の学習ニーズに対応した学習機会の充実を図ります。							
施策内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 各世代別での学習ニーズに応え、産・学・官・民の連携を図り、多様で豊かな学習機会や交流機会の提供を推進します。 2 社会の要請や個人の多様な学習ニーズに対応するため、実情に合った学習機会の提供を推進します。 3 市民の多様な学習ニーズに的確に対応することや、主体的な学習活動を支援するため、教育情報提供システム「学び舎・楓」の充実に努め、学習活動への効果的な支援を促進します。 4 市民の主体的な学習をサポートするため、IT予約システムなどにより、社会教育施設や公共施設のネットワーク化を図ります。 							
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)			評価		
	国際交流事業	<p>地域に根ざした国際交流事業の実施を通して、市民レベルの相互理解と友好親善を目的に活動する、北広島国際交流協議会を支援する。</p> <p>高校生を対象にカナダ・サスカツーン市との相互交流(受入れ・派遣) 市民交流事業の実施(関係団体との連携事業、イングリッシュミーティング等) 組織の強化(会員拡大、ホームステイ等ボランティアの拡大) サスカツーン市派遣交流30周年記念の事業の検討 今後の派遣交流の安定的な実施のために継続した協議の実施</p>	市民へのPRや効果的な手法を検討し、組織の拡大を図る必要がある。			b		
	フレンドリーセンター運営事業	<p>障がい児・者の学習機会や社会参加の場として、スポーツや文化活動を実施する。</p> <p>また、主体的な学習活動を積極的に支援するとともに、学習・発表の機会や活動の場を提供する。</p>	事業参加率などおおむね成果は上がっている。			b		
	中央公民館活動推進事業	<p>市民の主体的な学習活動を積極的に支援するとともに、サークルや団体の学習成果発表の場を提供する。</p> <p>地区公民館連携事業は、生涯学習振興会の取組が不可欠な事業となっており、今後生涯学習振興会支援事業への統合について検討する。</p> <p>また、公民館まつり交付金については、公民館まつり実行委員会の議論を注視しながら、実行委員会への支援について検討を行う。</p>	事業統合や事業内容の精査により、経費を削減及び適切な事業運営に努めていることから、効率性の向上が図られている。			b		
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H32目標値	指標の根拠	評価
	国際交流事業参加者数	国際交流に関する事業に参加した人数	高校生	34人(H26)	49人	↗	社会教育の推進方針	a
	フレンドリーセンター運営事業の定員充足率	障がい児者に、学びと交流の場を提供しているフレンドリーセンター事業の定員充足率	障がい児者	81.8%(H26)	73.3%	↗	社会教育の推進方針	c
施策の総合評価	A 期待した成果があった		B 一定の成果があった		C 見直しや改善が必要			
			○					

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流事業については、国際感覚を有する人材育成を積極的に進めるため、市民に対する啓発活動を国際交流協議会とともに企画立案していくCIR(国際交流員)の導入を検討する。 ・フレンドリーセンター運営事業については、平成29年度より、夏に体験学習教室、冬にスキー教室の2事業を実施しており、継続していく。 ・中央公民館活動推進事業の内、施設祭としての意義もある公民館まつりは、実行委員会による主体的な活動であるが、公民館を利用している各団体の高齢化などから、実行委員会への参加を見送る団体も増えている。各団体の成果発表の場について公民館まつり以外の方法も含め施設利用団体とともに検討する。 ・生涯学習支援情報システム整備事業については、図書館システム、市内各施設の予約管理システムは、運営していく上で不可欠であるため、今後も安定した運用と適正な管理を継続し、更新を行う際には見直しを図っていく。
--------	---

教育施策審議会による意見	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流事業については、事業の効果がより広がる方法を検討していただきたい。
--------------	--

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策 15 施設の充実による学習環境の整備

政策名	4 学びあい、教えあう社会教育の推進									
施策名	15 施設の充実による学習環境の整備			担当課	社会教育課					
現状と課題	高齢者の地域社会への参加が進んでおり、これらの方々が地域での生涯学習や市民活動の担い手として、主体的に学ぶことができ、学習成果をわかちあうことのできる活動を支援していくため、学習環境を整備していく必要があります。また、これらの活動を円滑に進めていくためにも、関係施設・設備などを充実していくことが必要です。									
基本的方向	学習活動を効果的に支援していくために、施設・設備の充実など学習環境の整備を促進します。									
施策内容	1 生涯学習活動の推進や社会教育の充実に向け、市民がより利用しやすい社会教育施設の運営を図ります。 2 市民の主体的な学習活動を支援するための学習環境を整備するとともに、中央公民館など既存施設の有効活用を図ります。 3 学習や研修の機会を提供する施設の計画的な整備を進めます。									
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)				評価			
	林間学園・レクリエーションの森開放事業 (社会教育経費)	自然体験、憩いの場として林間学園・レクリエーションの森を開放する。	フィールドアスレチックについては、3箇所の修繕を行った。また外部炊事場給水管及び管理棟スロープの修繕を行い施設の改善を行った。				a			
	公民館管理事業 (社会教育経費)	市民が利用しやすい施設となるよう中央及び西の里公民館を管理、運営する。	快適に利用できるよう、施設の維持管理を行った。				a			
	社会教育施設等草刈 経費 (社会教育経費)	快適に利用できる施設となるよう社会教育施設等(駅西口広場・中央公民館・西の里公民館・レクの森)の草刈りを行う。	快適に利用できるよう、関係施設の草刈を行った。				a			
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H32目標値	指標の根拠	評価		
	公民館の利用者数	中央公民館、西の里公民館の利用人数	市民	32,538人 (H25)	27,672人	↗	社会教育の推進方針	c		
	レクリエーションの森の利用者数	林間学園・レクリエーションの森を利用した人数	市民	29,214人 (H26)	23,922人	↗	社会教育の推進方針	c		
施策の総合評価	A 期待した成果があった		B 一定の成果があった		C 見直しや改善が必要					
			○							
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・林間学園・レクリエーションの森開放事業については、身近な自然と触れ合える施設として、安全・安心に利用してもらえるよう努めていく。 ・公民館管理事業については、市民が安全で安心に利用できるような管理に努めていく。 ・社会教育施設等草刈については、施設の状況に応じ実施していく。 									
教育施策審議会による意見	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の利用者の増加や利便性の向上のため、LAN環境の整備を推進していただきたい。 									

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策 16 エコミュージアム構想の展開

政策名	5 郷土愛を育む教育活動の推進								
施策名	16 エコミュージアム構想の展開				担当課	エコミュージアムセンター			
現状と課題	<p>市民が身近なものとして郷土の歴史や文化に親しみ、正しく理解し、郷土を愛する心を育むことが大切です。</p> <p>市民自らが、郷土の歴史と文化の理解に努めるとともに、次の世代へ継承するための取組みとして、地域の遺産があるがままに保存し、活用する「北広島エコミュージアム構想(まるごときたひろ博物館)」を進める必要があります。</p>								
基本的方向	<p>市民のだれもが北広島を良く知り、誇りに思う心を培うとともに、北広島の自然や歴史的遺産を大切に守り育てることができるよう、学習機会の充実や市民参加による事業を推進します。</p>								
施策内容	<p>1 文化遺産の継承を図るため、郷土の歴史資料や伝統的遺産の保存・活用を進めるとともに、市民の文化財を大切に守る心を培い、市民が身近に郷土文化財などにふれることができるようにエコミュージアム構想を推進します。</p> <p>2 市民参加による郷土学習や体験学習を通して、自らのまちを誇りに思う郷土愛を育む学習機会を提供します。</p> <p>3 エコミュージアム構想を推進し、各地域の自然遺産・歴史遺産・産業遺産等を現地において保全・活用する環境を整備します。</p> <p>4 重要な郷土資料の保全、住民活動の拠点、情報サービスの発信・提供、資料の展示、学校等と連携した郷土の教育普及活動を充実します。</p>								
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)				評価		
	エコミュージアム普及推進事業	市民が文化財・郷土資料等について理解を深めるとともに、文化財を大切に守る心を培い、自らのまちを誇りに思う郷土愛を育むため、市民参加による郷土学習や体験学習機会の提供、各地域の自然遺産・歴史遺産・産業遺産等を現地において保全・活用する環境の整備等を行い、エコミュージアム構想を推進する。	センターが直接実施する事業のほか、「まちを好きになる市民大学」の卒業生を中心に、公開講座などを実施して一般市民にも自分たちの学びの効果を波及させる取り組みなども進んでおり、まちに対する理解や愛着の醸成については、一定の成果はあがっているものと考える。				b		
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H32目標値	指標の根拠	評価	
	まるごときたひろ博物館員数	市民大学修了者を「まるごときたひろ博物館員」に認定。	市民	93人(H27)	122人	140人	社会教育の推進方針	b	
施策の総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった	C 見直しや改善が必要						
		○							
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> エコミュージアム普及推進事業については、今後も郷土愛を育み、まちを誇りに思う心を育てるため、本事業を継続する。 市民協働による事業をより一層推進していくとともに、市内各地のサテライト指定を進めていく。 								
教育施策審議会による意見	<ul style="list-style-type: none"> エコミュージアム普及推進事業について、市内各地のサテライト指定を進めていただきたい。 								

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策 17 文化財の保存と活用

政策名	5 郷土愛を育む教育活動の推進											
施策名	17 文化財の保存と活用			担当課	エコミュージアムセンター							
現状と課題	国指定の史跡である旧島松駅廻所や特別天然記念物野幌原始林などの貴重な文化遺産、太古の様子を物語る自然や化石などを守り、次の世代へ正しく継承していく必要があります。											
基本的方向	郷土の歴史資料や伝統的遺産の保存・活用を進めるとともに、市民が身边に郷土文化財などにふれることができる環境の整備を推進します。											
施策内容	1 史跡や歴史資料を適切に保存するとともに、その活用により歴史と文化に対する市民の理解を深め、貴重な文化財の、保護を進めます。 2 郷土の歴史、自然等の調査研究や資料の収集保存を進めます。また、市文化財の指定を行い保存します。 3 郷土文化の伝承に対する支援を進めます。											
	事業名	概要		主な成果(達成度)			評価					
事務事業の成果と評価	文化財保存・活用事業	国指定及び市指定文化財をはじめとする市内の貴重な郷土の歴史資料や伝統的遺産を守り、次の世代へ正しく継承していくため、これらの保存・活用を進めるとともに、市民が身边に郷土文化財などに触れることができる環境の整備を推進する。			旧島松駅廻所については、管理運営を委託して公開することにより、年間6000人もの市民等が訪れている。また、エコミュージアムセンターでの常設展、企画展などを通じ、市指定文化財を含め、多くの歴史遺産等を展示、公開しており、一定の成果があがっているものと考える。			a				
	郷土文化伝承支援事業	北広島の郷土芸能として「広島音頭」及び「北広島ふるさと太鼓」を広く市民に普及させ後世に伝えるため、保存・継承していくことを支援する。			伝承保存の活動のほか、ふるさと祭りなどのイベントへの参加など、計画どおりに実施されており、成果は上がっていると考える。			a				
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要		対象	基準値	H29実績値	H32目標値	指標の根拠	評価			
	市の歴史や文化に対する意識の浸透に対する市民の満足度	市民意識調査による現状の満足度		市民	51.7% (H26)	H29調査 未実施	↗	社会教育の推進方針	-			
施策の総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった			C 見直しや改善が必要							
		○										
今後の方向性	・文化財保存・活用事業については、北広島の多くの文化財や郷土資料を通じてまちの歴史など知ってもらい、郷土に対する愛着とふるさと意識の高揚を図るため、本事業を継続実施する。 ・郷土文化伝承支援事業については、本市の数少ない郷土芸能である広島音頭、ふるさと太鼓が保存されることにより、イベントなどで多くの市民がこれらに触れることができ、まちの賑わいや愛着醸成につながることから、現状を継続していく必要がある。											
教育施策審議会による意見	・旧島松駅廻所やエコミュージアムセンター知新の駅等について、市民及び市外の方の認知度の向上と活用促進を進めていただきたい。											

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策18 図書館サービスの充実

政策名	6 生涯にわたる読書活動の推進													
施策名	18 図書館サービスの充実			担当課	文化課									
現状と課題	<p>北広島市図書館は、これまでに市民の読書・生涯学習拠点として大きな役割を果たしてきました。今後も市民が、読書や学習活動を継続することができる資料や情報を提供するとともに、市民との協働による読書環境の充実を図ることが求められています。</p> <p>現在の図書館や学校図書館は、市民や民間事業者など多くの参加が図られていることから、官民協働を基盤とした生涯学習の拠点として推進していく必要があります。</p>													
基本的方向	子どもから高齢者まで、あらゆる世代で読書や学習を続けられるよう、市民との協働により図書館サービスの充実を図ります。													
施策内容	<p>1 市民が求める資料と情報の提供を図るために、図書や雑誌などの資料の充実に努めるとともに、市民が利用しやすい環境づくりを進めます。</p> <p>2 地域・学校の読書ネットワークを整備し、読書を楽しみ、学びあう市民意識を醸成します。</p> <p>3 図書館フィールドネットなどの市民との協働により、子どもから高齢者までの生涯を通した読書活動の充実をめざします。</p>						評価							
	事業名	概要		主な成果(達成度)			評価							
事務事業の成果と評価	図書館サービス提供事業	<p>図書館サービスの根幹である図書、記録、郷土資料、視聴覚資料などの収集を図書館資料充実プランに基づき進めていく。</p> <p>情報検索データベースを利用したレファレンスサービスなど、質の高い図書館サービスを提供していく。</p> <p>高齢者や障がい者で図書館に来館が困難な市民を対象に、宅配サービスを提供し、読書推進を図っていく。</p> <p>開設当初に設置した音訳機器の更新を行い、視覚障がい者の読書活動の支援を進める。</p>		<p>予約やリクエスト、相談業務等、市民からの直接の要望に応えるため、資料やデータベースを活用した質の高いサービスを行っている。</p> <p>年間貸出冊数は、全道的に高い水準を維持している。</p>			a							
	図書館フィールドネット連携事業	<p>図書館のボランティア団体で構成する北広島市図書館フィールドネット運営委員会を支援し、各種読書普及事業を通して市民の読書への関心・興味を高める。</p>		<p>図書館との連携により、団体が事業計画を作成し、企画運営することによって市民のための読書推進活動を展開することができ、多くの方が参加し成果を上げている。</p>			a							
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H32目標値	指標の根拠	評価						
	図書活動に親しむ機会や環境の充実に対する市民満足度	市民意識調査による現状の満足度	市民	65.9 (H26)	H29調査未実施	↗	社会教育の推進方針	-						
	図書館の年間貸出冊数	市民一人当たりへの年間貸出冊数(図書館・地区図書館)	市民	8.4冊 (H26)	8.39冊	↗	社会教育の推進方針	b						
施策の総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった		C 見直しや改善が必要										
	○													
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 図書館サービス提供事業については、新刊やリクエストなど利用者の要望に沿った資料購入により、高い利用率を維持し、継続することが求められている。今後も生涯学習の情報発信の拠点施設として、幅広い市民要求に応えていくことが必要である。 図書館フィールドネット連携事業については、市民の要望を反映した読書活動の推進を継続するためには、ボランティアとの協働は不可欠であり、活動を支援・連携することは重要である。 													
教育施策審議会による意見	<ul style="list-style-type: none"> 図書館サービス充実のため、ボランティア団体の育成と支援を行っていただきたい。また、電子媒体の図書導入について検討していただきたい。 													

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策19 子どもの読書活動推進

政策名	6 生涯にわたる読書活動の推進											
施策名	19 子どもの読書活動推進			担当課	文化課							
現状と課題	子どもの豊かな心を育むため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、自主的に読書活動が行うことができる環境の整備が求められています。											
基本的方向	子どもの読書活動については、「子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭・学校・地域が一体となった推進をめざします。											
施策内容	1 市民との協働を踏まえながら、学校図書館を中心とした読書環境整備を進めます。 2 学校図書館における蔵書の充実に努めるとともに、幼稚園・保育園での絵本巡回事業「小豆(あづき)」の利用拡大を図ります。											
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)				評価					
	幼児読書活動推進事業 (図書館運営経費)	子どもの読書推進計画に基づき、就学前の幼児に身近で図書館に親しむ取組みとして、幼児絵本の巡回配置「小豆」を実施する。	保育施設での絵本巡回事業「小豆」は、29年度新たに8園増え、14園で実施。				b					
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H32目標値	指標の根拠	評価				
	「小豆」設置園の割合	幼児図書巡回事業「小豆」の幼稚園・保育園に対する割合	幼・保	4園実施 21.0% (H27)	14園実施 70.0%	↗	社会教育の推進方針	a				
	「豆次郎」の利用状況	「豆次郎」の一人1ヶ月あたりの利用冊数	小学校	10冊 (H27.8～12)	H29調査 未実施	↗	社会教育の推進方針	—				
	図書館で活動するボランティア団体数	図書館で活動する関係ボランティア団体数	市民	10団体 (H27)	9団体	↗	社会教育の推進方針	c				
施策の総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった	C 見直しや改善が必要									
		○										
今後の方向性	・幼児読書活動推進事業については、大曲地区の地域まるごと読書支援モデル事業(保育園での家読パック(※)の配本、まちなか司書による保育施設の巡回等)の成果の検証を踏まえ、拡大していく。 ※家読(うちどく)パックとは、絵本のセット。											
教育施策審議会による意見	・就学前の子どもを対象とした幼児読書活動や学校図書巡回事業について、引き続き推進していただきたい。あわせて、多様なニーズをもつ子どもの特性に応じた読書環境の整備について検討していただきたい。											

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策 20 個性豊かな地域文化の振興

政策名	7 芸術文化活動の振興			
施策名	20 個性豊かな地域文化の振興	担当課	文化課	
現状と課題	<p>社会情勢が大きく変化する中、価値観の多様化などに伴い心の豊かさや生活への潤いが求められており、ますます人々の芸術文化への関心が高まっています。</p> <p>芸術文化ホールでは、芸術文化を鑑賞する場や活動する機会の充実が図られてきました。</p> <p>青少年の芸術文化活動への支援をさらに進める必要があります。</p> <p>芸術文化ホールの安全性や芸術文化振興のための機能維持を図るため、計画的な改修を行うことが必要となっています。</p>			
基本的方向	市民の芸術文化活動を振興するとともに、個性豊かな地域文化の創造に努めます。			
施策内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 優れた芸術文化活動に対して表彰を行うとともに、市民が主体的に取り組む芸術文化活動を積極的に支援します。 2 各種公演や講座、体験教室など、市民が芸術文化を気軽に体験できる機会を提供します。 3 青少年が芸術文化に触れる機会の充実に向け、学校との積極的な連携を進めます。 4 芸術文化活動に主体的に取り組んでいる市民団体やサークルを支援します。 5 芸術文化ホールの計画的な改修と整備を進め、利便性の向上を図ります。 			
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)	評価
	文化賞・スポーツ賞等表彰事業	<p>11月3日の文化の日に、優秀な芸術文化活動、スポーツ活動を行う市民(成人・青少年)や団体の顕彰を行う。</p> <p>優秀な芸術文化活動、スポーツ活動の顕彰を通じ、市民の芸術文化活動、スポーツ活動に対する意欲の向上を図るとともに、心豊かな生活の一助になることを目的とする。</p>	<p>例年一定数の推薦があげられていることから、制度について浸透している。</p> <p>受賞者は、表彰後も活動を継続されており、地域の文化・スポーツの振興に寄与している。</p>	a
	文化団体活動支援事業	<p>芸術文化活動を行う各種団体に対し、各団体の芸術文化事業への支援を実施する。</p> <p>市内の芸術文化の発展と推進、そのために行われる市民の芸術文化活動の支援を目的とする。</p>	<p>北広島市文化連盟と北広島音楽協会は、共に継続して芸術文化に関する事業を実施しており、市民の参加も相当数あることから、芸術文化の振興に寄与している。</p>	a
	市民文化祭奨励事業	<p>市民の芸術文化活動を発表する機会の提供とその支援を行う。</p> <p>市内の芸術文化の発展と推進、また、そのために行われる市民の芸術文化活動を支援することを目的とする。</p>	<p>文化活動への関心を高める一つの動機づけとなっていることや、活動が生きがいづくりにもなっているものと考えられる。</p> <p>各地域においては、学校との連携もあり、地域づくりにも寄与している。</p>	a
	文化施設修繕事業	文化施設の安全性や利便性などの機能維持を図るために、各機器等の耐用年数なども考慮しながら、保守点検等で不具合が確認された設備や箇所を計画的に修繕する。	施設内の定期点検や設備の耐用年数により、計画的な整備や修繕を進めていくことで、安全で快適に利用できる環境が保たれている。	a
	芸術文化ホール設備修繕事業	芸術文化ホール(客席、舞台、音響、照明設備等)の安全性や芸術文化振興のための機能維持を図るために、保守点検等で不具合が確認された設備や箇所を修繕する。	定期点検の結果や設備ごとの耐用年数により、計画的な整備や修繕を進めていくことで、安全な施設運営を行なうことができている。	a
	青少年芸術文化大会出場支援事業	<p>青少年における芸術文化に関する大会に出場する個人又は団体に対し、その費用の一部を助成する。</p> <p>青少年の優れた芸術文化活動の振興を図ることを目的とする。</p>	実施初年度から一定数申請があり、芸術文化活動の振興を図る上で有効な事業である。	b

成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H32目標値	指標の根拠	評価						
	芸術や文化に触れ親しむ機会の充実に対する市民満足度	市民意識調査による現状の満足度	市民	59.3% (H26)	62.5%	↗	社会教育の推進方針	a						
	芸術文化ホール利用者数	芸術文化ホール(ホール・楽屋・ギャラリー・活動室・練習室)の利用者数	市民	95,433人 (H26)	91,772人	↗	社会教育の推進方針	c						
	文化賞等の受賞者数	優れた芸術文化の活動による、文化賞等の受賞者数	市民	9件 (H27)	7件	↗	社会教育の推進方針	c						
施策の総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった	C 見直しや改善が必要											
		○												
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・文化賞・スポーツ賞等表彰事業については、市民の芸術文化活動、スポーツ活動を振興するため事業を継続することが必要である。 ・文化団体活動支援事業については、芸術文化の振興には欠くことの出来ない団体であり、継続した支援が必要である。多くの市民に芸術文化活動に親しんでもらえる事業の推進に努めていくことが必要である。 ・市民文化祭奨励事業については、全市的な事業展開を行っており、適切な執行を指導し、補助を継続していくことが必要である。 ・文化施設修繕事業については、施設の安全な運営を進めるため、今後も計画的な改修が必要である。 ・芸術文化ホール設備修繕事業については、今後も施設の安全な運営を進めるため、計画的な修繕が必要である。 ・青少年芸術文化大会出場支援事業については、青少年の優れた芸術文化活動の振興を図る必要がある。 													
教育施策審議会による意見	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化活動の拠点施設として、芸術文化ホールは十分活用されているが、更なる利用者の増加に向けた工夫とともに、引き続き各事業の展開による施策の推進に向けて取り組んでいただきたい。 													

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策 2 1 市民等との連携による芸術文化活動の展開

政策名	7 芸術文化活動の振興												
施策名	21 市民等との連携による芸術文化活動の展開			担当課	文化課								
現状と課題	芸術文化ホールの運営にあたり、地域住民との協働により、芸術文化に親しむことができる環境の充実を図ることが必要です。そのため、関係機関との連携や市民主体に取り組む活動を支援する体制の整備を進めることができます。												
基本的方向	芸術文化振興プランに基づき、芸術文化の創造を担う人材の育成と市民等との協働による芸術文化活動のさらなる振興を図ります。												
施策内容	1 地域の文化活動を支援する財団法人等や地域貢献活動を行う企業との共催、他の公共ホールなどとの連携を推進します。 2 芸術文化ホールなどの活用により、市民が芸術文化に親しめる環境づくりを進めます。 3 市民との協働により、ボランティア組織の拡充を図りながら、芸術文化ホールの運営を進めます。												
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)				評価						
	芸術文化ホール運営委員会連携事業	北広島市芸術文化振興プランに基づき、市民との協働で芸術鑑賞型事業及び芸術創造事業を展開するため、北広島市芸術文化ホール運営委員会に交付金を交付する。	事業ごとに実施しているアンケート結果は良好であり、好評を得ているところである。 ホールの特性に合った事業展開により、多くの市民に鑑賞されるよう工夫された展開となっている。				a						
成果を示す主な指標	花ホールスタッフの会支援等事業	芸術文化ホール(花ホール)を拠点に活動する花ホールスタッフの会に交付金を交付し、市及び運営委員会が主催する鑑賞事業のサポート活動やバーコーナー運営、貸館サポート活動を展開する。また、花ホールスタッフの会の会員数拡大とボランティア活動の資質向上を図る。	ボランティアのサポートにより、安定したホール運営が可能となっている。 会自らにおいても、資質向上のための研修を行っている。				a						
	運営委員会事業参加者数	芸術文化ホール運営委員会主催事業への参加者数	対象	基準値	H29実績値	H32目標値	指標の根拠	評価					
	運営委員会主催事業の定員充足率	芸術文化ホール運営委員会主催事業の定員の充足率	市民	8,562人(H26)	7,347人	↗	社会教育の推進方針	c					
施策の総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった	C 見直しや改善が必要										
		○											
今後の方向性	・芸術文化ホール運営委員会連携事業については、今後、運営委員会の役割や事業運営の方策などについて検討を行うことが必要である。 ・花ホールスタッフの会支援事業については、芸術文化ホールの運営が円滑に行われるためにも不可欠な団体であり、現状継続とし、継続した支援を行うことが必要である。												
教育施策審議会による意見	・芸術文化ホールを支える運営委員会や花ホールスタッフの会の活動を活性化するため、効果的な支援等について、引き続き取組んでいただきたい。												

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策22 健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進

政策名	8 健康づくりとスポーツ活動の推進											
施策名	22 健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進			担当課	社会教育課							
現状と課題	<p>市民だれもが、健康で生きがいのある生活を築くため、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。</p> <p>健康志向の高まりや、団塊世代の定年等によるライフスタイルの変化に伴い、市民ニーズや利用者層の変化に応じた健康・体力づくり機会の拡充と、アダプティッド・スポーツ(※)の視点が求められています。</p> <p>※アダプティッド・スポーツ ルールや用具を障がいの種類や程度に適合(adapt)することによって、障がいのある人はもちろんのこと、幼児から高齢者、体力の低い人であっても参加することができるスポーツのこと。</p>											
基本的方向	市民だれもが、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、生涯スポーツ活動をはじめ、児童生徒・障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の支援を推進します。											
施策内容	<ol style="list-style-type: none"> 市民だれもが健康で生きがいのある生活がおくれるよう、市民との協働による各種スポーツ教室やスポーツ活動の推進、健康・体力づくり機会の拡充を図ります。 市民の自主的な参加と健康・体力づくり機会を拡充するため、各種スポーツイベントの開催をはじめとするスポーツ事業の推進を図ります。 スポーツ推進委員や生涯学習振興会と連携し、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。 											
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)									
	市民スポーツ活動推進事業	市民だれもが、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、生涯スポーツ活動をはじめ、児童生徒・障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の支援を推進する。	スポーツ推進委員や関係団体との連携、事業に向け各小学校単位での取組により参加者を得ていることから成果は上がっている。									
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H32目標値	指標の根拠					
	運動・スポーツが好きな児童生徒の割合	児童(小学校5年生)、生徒(中学2年生)に対するアンケートの結果	小5	小96.7% (H26)	87.8%	↗	社会教育の推進方針					
			中2	中87.6% (H26)	83.8%	↗	社会教育の推進方針					
	スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会や環境の充実に対する市民満足度	市民意識調査による現状の満足度	市民	57.3% (H26)	H29調査未実施	↗	社会教育の推進方針					
施策の総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった	C 見直しや改善が必要									
		○										
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 市民スポーツ活動推進事業については、引き続き、各事業への支援の必要性について検討する。 きたひろしま30kmロードレース連携事業については、北海道日本ハムファイターズとの連携協定に伴う部門などの効果で参加ランナー数が伸びており、今後は、会場の安全面の確保(来場者の混乱の抑止)の視点から、実行委員会へ支援を行っていく。 											
教育施策審議会による意見	・健康づくりや生きがいのある生活づくりの観点から、スポーツや運動が苦手な大人や高齢者等を対象としたレクリエーション活動等の充実についても検討していただきたい。											

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策23 競技スポーツの振興

政策名	8 健康づくりとスポーツ活動の推進										
施策名	23 競技スポーツの振興	担当課		社会教育課							
現状と課題	<p>市民だれもが、健康で生きがいのある生活を築くため、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。</p> <p>子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、小中学生の運動不足や体力低下、スポーツ離れなどが問題となっています。スポーツなどを通じて、子どもの心と体の発達を支援することが重要になってきていることから、幼年期を含めたスポーツ活動の底辺拡大を図る必要があります。</p>										
基本的方向	<p>競技スポーツを振興するため、スポーツ選手の育成や支援に努めます。</p> <p>全道大会や全国大会への出場など、大きな目標をもった青少年の夢と希望を実現するスポーツの振興を図ります。</p>										
施策内容	<p>1 ジュニアスポーツ活動の振興を図るため、スポーツアカデミーにおける事業に取り組みます。</p> <p>2 国際大会や全国大会等への出場を支援するほか、スポーツ大会において優秀な成績を収めた市民を顕彰し、市民の自発的なスポーツ活動の振興と奨励を図ります。</p> <p>3 市体育協会やスポーツ少年団本部に対して支援を行い、団体の組織強化・育成を図ることで、競技者のスポーツ活動の振興を図ります。</p>										
事務事業の成果と評価	事業名	概要	主な成果(達成度)			評価					
	スポーツアカデミー事業	全国、国際レベルの選手育成及び青少年の健全育成を図るため、ジュニアスポーツ選手強化育成事業、底辺拡大事業、指導者養成事業、中学校部活動支援事業を実施する。	子どもたちの成長に合わせた事業内容となっていることから、成果は上がっている。			a					
	スポーツ大会出場支援事業	全道・全国・国際規模のスポーツ大会に出場するものに対して出場費の一部助成を行うことによって、市民の自発的なスポーツ活動を助長し、市のスポーツ振興を図る。	本事業の実施により、大会出場で得られた経験や技術は市内の競技力向上に大いにつながる。			a					
	体育協会活動支援事業	本市のスポーツの普及・振興を図るため、北広島市体育協会の運営費及び事業費に対し、補助金を交付する。	市民の健康づくりやスポーツ活動意識が高まる中、概ね成果を上げている。			b					
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要	対象	基準値	H29実績値	H32目標値	指標の根拠	評価			
	スポーツ大会への出場支援数	全道・全国・国際大会への出場支援の件数	市民	37件 (125人) (H26)	47件 (179人)	↗	社会教育の推進方針	a			
施策の総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった	C 見直しや改善が必要								
	○										
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツアカデミー事業については、現状継続とし、ジュニアスポーツ選手強化育成事業のほか、各種事業を実施する。 ・スポーツ大会出場支援事業については、現状継続とし、スポーツ大会に出場する個人・団体に対して、引き続き出場費の一部助成を行う。 ・体育協会活動支援事業については、現状継続とし、加盟団体と連携しながらスポーツ教室・講習会の開催など市民の健康・体力づくりを支援する。 ・スポーツ少年団育成事業については、現状継続とし、スポーツ少年団の組織強化と自主的な活動を支援する。 										
教育施策審議会による意見	<p>・競技スポーツの振興のため、講習会のほか、トップレベルのスポーツ観戦の機会の充実について検討していただきたい。</p>										

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

施策 2 4 スポーツ施設の整備と運営

政策名	8 健康づくりとスポーツ活動の推進									
施策名	24 スポーツ施設の整備と運営			担当課	社会教育課					
現状と課題	<p>市民だれもが、健康で生きがいのある生活を築くため、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。</p> <p>日常的なスポーツ・レクリエーション活動を支援する施設の機能充実と計画的な整備に努める必要があります。</p> <p>本市では、住民プールの簡易温水化など施設の機能の向上や、市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会を提供するため、スポーツ施設の充実や各種スポーツ教室の開催、学校体育施設の開放などに取り組む必要があります。</p>									
基本的方向	多様化する市民ニーズに対応したスポーツ施設の整備と運営を図ります。									
施策内容	<p>1 市民が安心し利用しやすいスポーツ・レクリエーション環境を整えるため、スポーツ施設の計画的な整備と改修を進めます。</p> <p>2 日常的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、学校開放事業(全小中学校)をはじめとしたスポーツ環境の向上を図ります。</p> <p>3 運動広場の整備を進め、市民が快適にスポーツ・レクリエーション活動を行える場づくりを図ります。</p>									
事務事業の成果と評価	事業名	概 要		主な成果(達成度)			評価			
	学校施設(体育館)開放事業	市民の健康維持及び体力向上に資するため、小中学校体育館の開放を行いスポーツ活動の場を提供する。		概ね計画どおり成果が上がっている。			a			
成果を示す主な指標	成果指標	指標の概要		対象	基準値	H29実績値	H32目標値	指標の根拠	評価	
	体育施設の利用者数	総合体育館、各地区体育館、プール、テニスコート、緑葉公園野球場、自然の森キャンプ場、相撲場の利用者数		市民	280,472人 (H26)	237,067人 (H29)	290,000人	市総合計画 社会教育の推進方針	c	
施策の総合評価	A 期待した成果があった	B 一定の成果があった		C 見直しや改善が必要						
		○								
今後の方向性	・学校施設(体育館)開放事業については、昨年から市内全小中学校での開放が可能になったことから、利用者も増加しており、今後も現状継続とする。									
教育施策審議会による意見	・市民の健康維持のため、また社会体育施設の利活用の促進のため、利用時間の見直しなど活性化策について検討していただきたい。									

※事務事業の『評価』欄について～「a 期待した成果があった」、「b 一定の成果があった」、「c 見直しや改善が必要」の三段階で評価

※指標の『評価』欄について～「a 目標値以上」、「b 基準値以上」、「c 基準値以下」の三段階で評価

※『施策の総合評価』欄について～ 事務事業の『評価』と指標の『評価』から、「A a・bのみ」、「B A・B以外」、「C b・cのみ」の三段階で評価

※指標の『目標値』について～ H29目標値：年度ごとに設定の場合、H32目標値：社会教育の推進方針でH32年度までの長期設定の場合。

第3章 教育委員会の活動状況

教育委員会の設置

教育委員会は、教育に関する事務を行うことを目的とした行政機関で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第2条）に基づき設置しています。この法律において、教育長及び教育委員、並びに教育委員会会議、事務局、教育委員会及び地方教育公共団体の長の職務権限など基本的な事項が規定されています。

なお、教育委員会の会議やその他運営については、同法の規定によるほか、「北広島市教育委員会会議規則」「北広島市教育委員会事務委任等規則」に基づいて行われています。

平成29年度 教育委員会の会議の開催概要

- 定例会の開催状況
 - ・開催回数：12回
- 臨時会の開催状況
 - ・必要に応じて臨時に開催される会議
 - ・開催回数：3回
- 主な議決案件について
 - ・市議会提出議案の同意に関すること
 - ・一般会計予算（教育費）の同意に関すること
 - ・北広島市教育推進計画を策定すること
 - ・附属機関等の委員を決定すること
 - ・文化賞・スポーツ賞等の受賞者を決定することほか
- 平成29年度 教育委員会会議関係 決算額
 - ・教育委員会会議運営経費・・・2,987千円

※詳細な活動状況については、次のとおりである。

平成29年度 教育委員会会議の実施状況

回数	開催日	区分
1	平成29年4月18日 定例	平成29年 第6回教育委員会会議
2	平成29年5月9日 定例	平成29年 第7回教育委員会会議
3	平成29年6月7日 定例	平成29年 第8回教育委員会会議
4	平成29年7月5日 定例	平成29年 第9回教育委員会会議
5	平成29年8月1日 定例	平成29年 第10回教育委員会会議
6	平成29年8月21日 臨時	平成29年 第11回教育委員会会議
7	平成29年9月7日 定例	平成29年 第12回教育委員会会議
8	平成29年10月2日 定例	平成29年 第13回教育委員会会議
9	平成29年11月10日 定例	平成29年 第14回教育委員会会議
10	平成29年11月29日 臨時	平成29年 第15回教育委員会会議
11	平成29年12月15日 定例	平成29年 第16回教育委員会会議
12	平成30年1月17日 定例	平成30年 第1回教育委員会会議
13	平成30年2月8日 定例	平成30年 第2回教育委員会会議
14	平成30年3月8日 定例	平成30年 第3回教育委員会会議
15	平成30年3月23日 臨時	平成30年 第4回教育委員会会議

教育委員会会議の内容

区分	議案等
平成29年第6回 (4/18 定例)	北広島市教育施策審議会委員の委嘱について
	北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱について
	北広島市教育支援委員会委員の委嘱について
	北広島市奨学生選考委員会委員の委嘱について
	北広島市立学校結核対策委員会委員の委嘱について
	北広島市立西部小学校及び西部中学校の学校運営協議会委員の委嘱について
	北広島市社会教育委員の委嘱について
	北広島市芸術文化振興審議会委員の委嘱について
	北広島市図書館協議会委員の任命について
	北広島市小学校給食運営委員会の委嘱について
	北広島市中学校給食運営委員会の委嘱について
	平成29年度 北広島市奨学生選考の諮問について
市議会定例会提出議案について (平成29年度北広島市一般会計補正予算)	

平成29年第7回 (5/9 定例)	教職員の任用に関する内申について
	北広島市学校評議員の委嘱について
	北広島市青少年健全育成推進委員の委嘱について
	北広島市いじめ等問題対策委員の委嘱について
	平成29年度北広島市奨学生の選定について
	市議会定例会提出議案について (平成29年度北広島市一般会計補正予算)
平成29年第8回 (6/7 定例)	北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱について
	北広島市立学校結核対策委員会委員の委嘱について
	第1地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の選出について
	北広島市における公民館のあり方について
平成29年第9回 (7/5 定例)	北広島市奨学生選考委員会委員の委嘱について
平成29年第10回 (8/1 定例)	平成29年度教育行政執行方針について
	市議会定例会提出議案について（財産の取得）
	市議会定例会提出議案について (平成29年度北広島市一般会計補正予算)
平成29年第11回 (8/21 臨時)	北広島市教育基本計画・推進計画（平成30～32年度）の策定について
	平成30年度に使用する小・中学校用教科用図書の採択について
	平成30年度に使用する小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について
	平成30年度に小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について
	北広島市立学校管理規則の一部改正について
平成29年第12回 (9/7 定例)	平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への結果掲載について
	北広島市教育基本計画・推進計画（平成29～31年度）の策定について
	北広島市就学援助規則の一部を改正する規則について
	北広島市就学援助費支給事業実施要綱を廃止する要綱について
	平成29年度北広島市スポーツ賞等受賞者の選考について
	平成29年度北広島市文化賞等受賞者の選考について

平成29年第13回 (10/2 定例)	北広島市教育施策審議会委員の委嘱について
	平成29年度北広島市スポーツ賞等受賞者について
	平成29年度北広島市文化賞等受賞者について
	平成29年度全国学力・学習状況調査の結果公表について
平成29年第14回 (11/10 定例)	平成28年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書の作成について
	市議会定例会提出議案について (指定管理者の指定及び債務負担行為)
	市議会定例会提出議案について (平成29年度北広島市一般会計補正予算)
平成29年第15回 (11/29 臨時)	平成29年度北広島市文化財の指定について
	学校給食のあり方に関する基本方針（案）について
平成29年第16回 (12/15 定例)	北広島市立小学校及び中学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について
	北広島市学校関係者評価委員会開催要綱の一部を改正する要綱について
平成30年第1回 (1/17 定例)	平成30年度学校教育の推進方針について
	平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への結果掲載について
平成30年第2回 (2/8 定例)	平成30年度教育行政執行方針について
	北広島市文化財の指定について
	学校給食のあり方に関する基本方針について
	市議会定例会提出議案について (平成29年度北広島市一般会計補正予算)
平成30年第3回 (3/8 定例)	平成30年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について
	北広島市いじめ防止基本方針の改定について
平成30年第4回 (3/23 臨時)	平成30年4月1日付け北広島市教育委員会事務局職員の人事異動について
	平成30年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について
	教職員の任用に関する内申について
	北広島市スポーツ推進審議会委員の任命について
	北広島市スポーツ推進委員の委嘱について
	北広島市教育基本計画・推進計画（平成30～32年度）の策定について
	北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について
	北広島市教育委員会の所管に係る北広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の制定について
	北広島市部活動指導員設置要綱の制定について

平成 29 年度 教育行政執行方針

I はじめに

平成 29 年第 3 回定例会の開会にあたり、平成 29 年度教育行政執行方針を申し上げます。

昨今の人口減少や少子高齢化に加え、グローバル化の進展や情報通信技術の発達など、社会が大きく変化する時代にあって、未来の創り手となる子どもたちのために質の高い教育を提供し続けることを通して、まちづくりを担う人材の育成に資する教育の役割がいっそう重要となっているところであります。

こうした状況の中、道徳や小学校における英語の教科化、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善、ICT の活用などを盛り込んだ新しい学習指導要領が告示され、変化の激しい社会に柔軟に対応できる資質・能力の育成が求められています。

また、ふるさとや地域に誇りを持ち、支え合いながら、生涯にわたって生き抜く力を育むため、学校教育と社会教育とが密接に関わりながら、地域社会総ぐみで子どもの成長を支える仕組みづくりが必要となっております。

学校教育においては、社会がどのように変化しようとも、子どもたちが主体的に判断し、行動をし、自ら課題を解決する「生きる力」を育成するため、小中学校 9 年間を見通した小中一貫教育を重要施策として推進するとともに、家庭、地域、学校が協働する教育環境の充実・発展に努めてまいります。

また、社会教育におきましては、市民の多様な学習ニーズに応えるとともに、その学習成果や経験等が広く活かされることで、市民一人ひとりが生きがいや、やりがいをもって各種活動に取り組めるよう、生涯学習の進展に努めてまいります。

様々な教育課題に対応するため、「北広島市教育基本計画」及び「北広島市学校教育の推進方針」、「北広島市社会教育の推進方針」などをはじめとする各種プランに基づき、引き続き「大志をいだき学ぶまち・きたひろしま」をテーマとし、ウイリアム・スマス・クラーク博士、和田郁次郎翁、中山久蔵翁という先人達の精神と行動に学び、「懐く」・「励む」・「挑む」を人材育成のキーワードとして、教育の一層の振興と充実に向けて、教育行政を推進してまいります。

II 主要施策の推進

続きまして、教育行政の執行にあたり、教育基本計画の各分野における主要な施策について申し上げます。

1 「生きる力」を育む学校教育の推進

はじめに、「生きる力」を育む学校教育の推進についてであります。

変化の激しい社会の中で、子ども一人ひとりが創造性豊かに、たくましく生きていくためには、自律心や協調性、思いやりの心などの豊かな人間性、よりよく問題を解決する資質や能力、そして、健康・体力など、「生きる力」を育むことが重要であると考えております。

幼稚教育の振興につきましては、「北広島市幼稚教育連携アクションプラン」に基づき、交流会や研修会を継続的に実施し、幼稚園・保育園・小学校それぞれの担当者間の共通理解や連携を深め、子ども同士や保護者間の交流を促進してまいります。

豊かな心を育む教育の充実につきましては、思いやる心や人とかかわる力を育てるため、市独自の福祉読本を活用するなど、他者を思いやる教育活動を進めていくとともに、考え方議論する道徳授業の実践に取り組み、道徳教育の充実を図ってまいります。

確かな学力を育てる教育の充実につきましては、学力の向上を図るため、標準学力検査及び全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえて、各学校において学校改善プランを改定し、授業改善や個に応じたきめ細かな指導、教員の資質向上に努めるとともに、それぞれの中学校区で策定したスタンダードの実践に取り組み、小・中学校が連携し、接続した学習・生活習慣の定着を図ってまいります。

また、専門的知識や豊富な教員経験を有する指導主事を教育委員会に配置し、各学校の課題や教育課程の編成・実施に関する相談や指導・助言を行うとともに、教職員研修の企画・立案等に活用してまいります。

健やかな体を育てる教育の充実につきましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、各学校において体力向上プランを作成し、体育授業や日常における体力づくりの充実に努めてまいります。

学校給食につきましては、安全衛生管理を徹底し、安心・安全な給食を提供するとともに、児童生徒が将来にわたって健康な生活が送れるよう、食の指導の充実を図ってまいります。

また、学校給食施設の新設や食物アレルギー対応を含む今後の「学校給食のあり方」について、今年度中に基本方針を策定してまいります。

防災及び命を守る教育につきましては、小学校高学年の児童と中学校の生徒を対象に、心肺蘇生や自動体外式除細動器（A E D）の取り扱いに関する授業を引き続き実施してまいります。

学校 I C T 環境の整備につきましては、I C T を効果的に活用した教育を推進するため、全教職員への校務用コンピュータのタブレット化を進めるとともに、校務支援システムの活用による校務の効率化を図ってまいります。

特別支援教育の充実につきましては、特別支援教育支援員を全校配置し、通常学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の生活や学習の支援に努めるとともに、教育支援委員会や特別支援教育担当の指導主事を活用し、個々の教育的ニーズに対応したきめ細かな支援を行ってまいります。

社会の変化や課題に対応した教育の推進につきましては、子どもたちが成長の足跡を確かめながら自己有用感を高め、夢や目標に向かって挑戦する人を育てる「きたひろ夢ノート」の改訂と実践を進めるとともに、望ましい社会性や職業観・勤労観を育成する大志学（キャリア教育）を推進してまいります。

姉妹都市子ども大使交流事業につきましては、東広島市との姉妹都市交流の一環として小中学生の相互訪問を行い、児童生徒のふるさと意識の醸成を図るとともに、広島市で開催される原爆死没者慰靈式並びに平和祈念式典への参列などを通して、平和学習の充実に努めてまいります。

2 信頼され、魅力ある学校づくりの推進

次に、信頼され、魅力ある学校づくりの推進についてであります。

学校が保護者や地域から信頼され、期待に応える教育を実現するためには、子どもを中心に据え、地域の意見や要望を活かした学校経営を進めるとともに、学校、家庭、地域が協働した取組を一層充実させていくことが重要であると考えております。

開かれた学校づくりの推進につきましては、地域との協働により子ども達を育てていくコミュニティ・スクールの充実を図るとともに、学校と地域の双方向の連携づくりを推進してまいります。なお、西部中学校区での取組と成果や課題等を踏まえ、同中学校

区における取組を継続して推進するとともに、他の中学校区への拡大に向けて検討してまいります。

また、土曜授業を実施し、開かれた学校づくりをさらに推進していくとともに、学習機会の提供を図ってまいります。

教育環境の整備につきましては、子どもたちの「生きる力」を育むために、一貫した教育課程の編成や乗り入れ授業等をはじめとする学習指導の工夫改善、教職員への様々な研修機会の提供などを通じて、平成30年度の全市一斉導入に向け、小中一貫教育の準備を着実に進めてまいります。

学校施設の整備につきましては、今後も引き続き、施設の長寿命化を含めた大規模改修工事に取り組み、防災施設としての機能の充実を図ってまいります。

また、学校放送機器や暖房機を更新するとともに、小学校グランド内の遊具の設置を実施してまいります。

地域の教育資源を活用した学校支援につきましては、学校と地域住民が連携して、子どもたちの学びや育ちを支援するとともに、学校支援地域本部事業の効果的な運営を進めてまいります。

また、経済的支援の充実を図るため、小・中学校に入学する予定の児童生徒がいる世帯に対して、就学援助新入学準備金の入学前支給を実施してまいります。

3 やさしく支えあう教育連携の推進

次に、やさしく支えあう教育連携の推進についてであります。

少子化や核家族化、情報化社会の進展に伴う様々な課題を抱える中、子どもたちが健やかに成長するためには、家庭、学校、地域が一体となって、安全・安心で温かく守り育てる環境づくりを進めていくことが重要であると考えております。

家庭の教育力向上への支援につきましては、家庭の教育力に関する情報の発信や、関係団体と連携した学習機会の提供を進めるとともに、学校、家庭、地域が一体となつた、子どもの生活リズムの向上に取り組んでまいります。

教育相談体制の充実につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門知識を有する人材を活用し、学校や関係機関と連携した相談体制の充実に努めてまいります。

不登校、いじめの問題につきましては、国の基本的な方針の改定を受けて、今年度中に北広島市いじめ防止基本方針の見直しを図るとともに、学校における基本方針の見直し等につきましても、指導助言してまいります。

また、学校等において、いじめ防止のための啓発や学習機会を設けるとともに、関係団体と連携し、不登校児童生徒へのきめ細やかな対応を進めてまいります。

健全育成活動の充実につきましては、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化するとともに、各地区における青少年の健全育成活動を支援してまいります。

青少年の安全対策につきましては、専任指導員による巡回パトロールや、札幌方面厚別警察署と連携した防犯教室等を実施してまいります。

また、インターネット上などの新しい形のいじめやトラブル、犯罪被害やインターネット利用による生活習慣の乱れを防ぐため、引き続きネットパトロールを実施するとともに、児童生徒や保護者等への啓発活動を行ってまいります。

放課後子供教室につきましては、地域の教育力を活かし、安全・安心に学習や活動ができる環境づくりを進めてまいります。

4 学びあい、教えあう社会教育の推進

次に、学びあい、教えあう社会教育の推進についてであります。

生涯学習社会の実現のため、市民ニーズにあった情報や学習プログラムの提供ととも

に、主体的な学習活動が円滑に行われるための学習支援や学習環境の整備が重要であると考えております。

市民の学習活動への支援につきましては、団体が自ら実施する学習活動を支援するとともに、元気フェスティバルを開催して、学んだ成果の発表と市民相互の交流を推進してまいります。

また、地域での学びや、学びを通したコミュニティ活動を展開する各地区生涯学習振興会を支援してまいります。

国際交流につきましては、市民の異文化への理解を深めるため、「北広島国際交流協議会」と連携して、カナダ・サスカツーン市へ高校生の派遣を行うとともに、交流事業による人材育成を図ってまいります。

また、2年後に派遣交流30周年を迎えることから、派遣交流事業のあり方について検討を行ってまいります。

障がい児・者の学習機会につきましては、スポーツや文化活動を通した社会参加の場の提供に努めてまいります。

社会教育施設につきましては、市民が利用しやすい施設となるよう、設備等の点検を行うとともに、公民館のあり方について検討してまいります。

5 郷土愛を育む教育活動の推進

次に、郷土愛を育む教育活動の推進についてであります。

歴史に学びつつ次の時代を考えるという、「温故知新」の精神に立って、市民が身近なものとして郷土の歴史や文化に親しみ、正しく理解し、郷土を愛する心を育むことが重要であると考えております。

エコミュージアム構想の展開につきましては、市内の各地域で郷土遺産を紹介するサテライトの指定や活用を進めるとともに、エコミュージアムセンター知新の駅を拠点として、まちを好きになる市民大学の運営や常設展示の充実、様々な企画展示、講演会や体験学習などを展開してまいります。

また、構想を具体化する市民活動推進のあり方について検討してまいります。

文化財の保存と活用につきましては、収蔵資料の整理と調査研究を進めるとともに、デジタルミュージアムでの公開を充実してまいります。

また、国指定史跡「旧島松駅廻所」を観光資源の重要なポイントとして公開できるよう維持管理を行うとともに、ライトアップ事業などを通してPRにも努めてまいります。

さらに、史跡の保存と活用に関する事例調査を行うとともに、今後の大規模改修に向けた検討を進めてまいります。

6 生涯にわたる読書活動の推進

次に、生涯にわたる読書活動の推進についてであります。

市民に親しまれる機能的な図書館運営を図り、今後も、読書や学習活動を継続することができるよう、市民との協働により読書環境を充実していくことが重要であると考えております。

図書館サービスにつきましては、幅広い世代への読書習慣の向上や学習活動が継続できるよう、資料や情報提供の充実を図るほか、ボランティアと連携し読書普及事業の開催に努めてまいります。

また、各地区図書室等を含めた図書館運営のあり方につきまして、新たに調査研究を進め、今後の図書館計画に活かしてまいりたいと考えております。

子どもの読書活動につきましては、「北広島市子どもの読書活動推進計画」に基づき、幼稚園、保育園及び小学校への図書巡回事業を拡充するとともに、各地域の特性に合った読書活動を推進していくよう、学校や地域、ボランティアとの連携を深め充実を図ってまいります。

7 芸術文化活動の振興

次に、芸術文化の振興についてあります。

芸術への理解を深め、青少年期よりその素晴らしさを実感し、生涯を通じて活動を継続することができるよう、文化的な環境を整えていくことが重要であると考えております。

個性豊かな地域文化の振興につきましては、引き続き関係団体に対する活動の支援を行うとともに、優れた芸術活動や地域で芸術文化活動の振興に功績があった方々への顕彰を行い、市民に広く伝え、活動の成果が地域で生かされるよう支援してまいります。

青少年の芸術文化活動への支援につきましては、全道大会や全国大会、国際大会に出場する小学生、中学生、高校生等に対しまして、新たに大会出場費の助成を行い、芸術文化活動を推進してまいります。

また、文化施設の改修につきましても、引き続き計画的に進めてまいります。

8 健康づくりとスポーツ活動の推進

次に、健康づくりとスポーツ活動の推進についてあります。

市民誰もが、健康で生きがいのある生活を築くためには、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境の提供が重要であると考えております

健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進につきましては、スポーツ推進委員や生涯学習振興会と連携して、各種スポーツ大会や地域での健康・体力づくりの取組を進めるとともに、健康保持・増進に対する市民ニーズの高まりや体育施設の老朽化など市民の健康スポーツの計画的な環境整備が求められていることから、スポーツ振興に係る計画について調査研究を進めてまいります。

また、きたひろしま30kmロードレースにつきましては、全国から訪れるランナーに本市の魅力を積極的に発信してまいります。

競技スポーツの振興につきましては、ジュニアスポーツ活動の振興と子どもたちのスポーツ機会の充実を図るため、NPO法人北広島市体育協会などスポーツに関する団体と連携協力し、スポーツアカデミー事業や各種スポーツ教室を開催するとともに、全道大会や全国大会、国際大会に出場する小学生、中学生、高校生等に対して大会出場費の助成を行い、競技スポーツの支援を行ってまいります。

また、スポーツ合宿、全道・全国大会誘致の取組につきましては、本市の利便性や魅力を生かし、アスリートの高い技術や精神に触れる機会や交流の機会を創り出し、スポーツへの興味・関心を高めるとともに、まちの活性化に結び付けてまいります。

体育施設の整備につきましては、大曲ファミリーホールの大規模改修工事を実施してまいります。

III むすび

以上、平成29年度教育行政の各分野における主要な方針をご説明申し上げました。

将来を担う子どもたちには、複雑で予想することの難しい未来が待ち受けています。こうした変化を前向きに受け止め、その個性を伸ばし、よりよい社会と幸福な人生を自ら創りしていく力を身に付けさせることが、教育の使命であると考えております。

自らの力で明るい未来を切り拓いていくことができるよう、学校、家庭、地域、行政の緊密な連携の下で、一丸となって子どもたちの学びを支える体制を整えるとともに、市民の誰もが生涯を通じて豊かに学ぶことができる生涯学習社会の実現に向けて、教育の充実・発展に取り組んでまいります。

終わりとなりますが、市議会議員の皆様並びに市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、平成29年度の教育行政執行方針といたします。

政策1 「生きる力」を育む学校教育の推進

施策1 幼児教育の振興・充実

一貫 ◇ 幼保小連携推進事業

施策2 豊かな心を育む教育の充実

総務 ◇ 学校教育振興事業(小・中)

学教 ◇ 創意工夫展・書写展事業

学教 ◇ 地域に根ざした特色ある学校教育推進事業

学教 ◇ 心の教室相談事業

学教 ◇ 学校図書館活用事業

施策3 確かな学力を育てる教育の充実

一貫 ◇ 学校教育相談員活用事業

学教 ◇ 学力向上推進事業

総務 ◇ 小・中学校教育振興経費

施策4 健やかな体を育てる教育の充実

総務 ◇ 中学校体育連盟支援事業

総務 ◇ 全国全道中体連・中学校文化部活動大会出場支援事業

給食 ◇ 食に関する指導の推進事業

給食 ◇ 学校給食衛生管理事業

給食 ◇ 学校給食公会計化事業

学教 ◇ 子どもの体力向上推進研究事業

学教 ◇ 学校保健事業(小・中)

給食 ◇ 学校給食運営経費(小・中)

施策5 ICT活用による教育の充実

総務 ◇ 学校ICT環境整備事業

施策6 特別支援教育の充実

学教 ◇ 特別支援教育就学奨励費援助事業(小・中)

学教 ■ 特別支援教育推進事業(小・中)

学教 ◇ 特別支援教育アドバイザーの配置

施策7 社会の変化や課題に対応した教育の推進

学教 ◇ 外国語指導助手活用事業

総務 ◇ 姉妹都市こども大使交流事業

政策2 信頼され、魅力ある学校づくりの推進

施策8 開かれた学校づくりの推進

学教 ◇ 学校評議員等運営支援事業

一貫 ◇ コミュニティ・スクール推進事業

施策9 教育環境の整備

総務 ■ 学校教育団体活動支援事業

学教 ◇ 教師用指導書等整備事業(小・中)

総務 ◇ 学校施設空気環境測定事業(小・中)

総務 ◇ 学校事務機器整備事業(小・中)

総務 ◇ 学校放送設備整備事業

総務 ◇ 理科教材等整備事業(小・中)

総務 ◇ 学校施設管理機器整備事業(小・中)

総務 ★ 北の台小学校講堂防音機能復旧事業

総務 ◇ 大曲東小学校講堂防音機能復旧事業

総務 ★ 大曲小学校校舎防音機能復旧事業

総務 ◇ 大曲東小学校屋体大規模改造・非構造部材耐震化事業

総務 ◇ 東部中学校屋体大規模改造・非構造部材耐震化事業

総務 ◇ 学校周辺環境整備事業

社教 ◇ 学校支援地域本部事業

学教 ◇ 児童生徒の通学費支援事業

学教 ◇ 高等学校等入学準備金支給事業

学教 ◇ 要保護・準要保護児童生徒援助事業

学教 ◇ 奨学金支給事業

総務 ◇ 私立学校教育振興事業

一貫 ◇ 小中一貫教育推進事業

総務 ◇ 小・中学校管理経費

政策3 やさしく支えあう教育連携の推進

施策10 家庭の教育力向上への支援内容の充実

社教 ◇ 家庭教育支援事業

学教 ◇ 北広島市PTA連合会支援事業

施策11 教育相談体制の充実

学教 ◇ 不登校いじめ対策・教育相談事業

施策12 地域が支える健全育成活動の充実

学教 ◇ 青少年健全育成事業

学教 ◇ 青少年安全対策事業

社教 ◇ 放課後子供教室事業

社教 ◇ 成人式開催事業

教育施策体系

文化：文化課 エコ：エコミュージアムセンター 給食：給食センター (◇継続 ■拡大 ★新規)

政策4 教えあう社会教育の推進

施策13 市民の学習活動への支援内容の充実

- 社教 ◇ 生涯学習市民活動団体支援事業
- 社教 ◇ 元気フェスティバル連携事業
- 社教 ◇ 生涯学習振興会支援事業

施策14 地域や世代を見据えた学習機会の充実

- 社教 ◇ 国際交流事業
- 社教 ◇ フレンドリーセンター運営事業
- 社教 ◇ 中央公民館活動推進事業
- 文化 ◇ 生涯学習支援情報システム整備事業

施策15 施設の充実による学習環境の整備

- 社教 ◇ 林間学園・レクリエーションの森開放事業
- 社教 ◇ 公民館管理事業
- 社教 ◇ 社会教育施設等草刈経費

政策5 郷土愛を育む教育活動の推進

施策16 エコミュージアム構想の推進

- エコ ◇ エコミュージアム普及推進事業

施策17 文化財の保存と活用

- エコ ◇ 文化財保存・活用事業
- エコ ◇ 郷土文化伝承支援事業
- エコ ◇ 旧島松駅舎大規模改修事業

政策6 生涯にわたる読書活動の推進

施策18 図書館サービスの充実

- 文化 ◇ 図書館サービス提供事業
- 文化 ◇ 図書館フィールドネット連携事業
- 文化 ◇ 図書館運営経費

施策19 子どもの読書活動推進

- 文化 ◇ 幼児読書活動推進事業

政策7 芸術文化活動の振興

施策20 個性豊かな地域文化の振興

- 文化 ◇ 文化賞・スポーツ賞等表彰事業
- 文化 ◇ 市民文化祭奨励事業
- 文化 ◇ 文化団体活動支援事業
- 文化 ★ 青少年芸術文化大会出場支援事業
- 文化 ◇ 文化施設修繕事業
- 文化 ◇ 芸術文化ホール設備修繕事業
- 文化 ◇ 文化施設維持管理
- 文化 ◇ 芸術文化ホール管理
- 文化 ◇ 北広島市芸術文化振興審議会

施策21 市民等との連携による芸術文化活動の展開

- 文化 ◇ 芸術文化ホール運営委員会連携事業
- 文化 ◇ 花ホールスタッフの会支援等事業

政策8 健康づくりとスポーツ活動の推進

施策22 健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進

- 社教 ◇ きたひろしま30Kmロードレース連携事業
- 社教 ◇ 市民スポーツ活動推進事業
- 社教 ◇ スポーツ推進委員

施策23 競技スポーツの振興

- 社教 ◇ スポーツアカデミー事業
- 社教 ◇ スポーツ大会出場支援事業
- 社教 ◇ 体育協会活動支援事業
- 社教 ◇ スポーツ少年団育成事業

施策24 スポーツ施設の整備と運営

- 社教 ■ 学校施設(体育館)開放事業
- 社教 ◇ 大曲ファミリー体育館改修事業
- 社教 ◇ 体育施設の管理

政策1~8を支える管理的経費

- 総務 ◇ 教育委員に関する経費
- 総務 ◇ 学校業務主事に関する経費
- 総務 ◇ 教育委員会事務局運営経費
- 学教 ◇ 教職員永年勤続表彰伝達式
- 総務 ◇ 「きたひろしまの教育」作成
- 総務 ◇ 北広島市教育施策審議会
- 総務 ◇ 教員住宅管理

- 総務 ◇ 小・中学校運営経費
- 学教 ◇ 小・中学校管理経費
- 社教 ◇ 社会教育事務経費
- 社教 ◇ 社会教育委員
- 社教 ◇ 保健体育事務経費
- 社教 ◇ スポーツ推進審議会

資料 3

北広島市教育委員会の事務の点検及び評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条の規定に基づく北広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の事務の点検及び評価(以下「点検及び評価」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施策及び対象事務事業)

第2条 点検及び評価の対象となる施策は、北広島市教育基本計画(2011-2020)推進計画(以下「推進計画」という。)に定める24の施策とする。

2 点検及び評価の対象となる事務事業(以下「事業」という。)は、前項の規定に基づく施策を構成する前年度実施した事業とする。

(点検及び評価の方法)

第3条 点検及び評価は、次に掲げる手順により実施するものとする。

(1) 北広島市政策評価実施要綱(平成23年4月20日市長決裁。以下「要綱」という。)第4条第1項の規定に基づき北広島市が実施する政策評価(以下「市の政策評価」という。)対象事業ならびに推進計画に定める事業とし、別に定めた施策の点検・評価書を作成し、事業の自己評価結果を踏まえ、施策全体の総合的な成果を評価し、今後の方向性を明らかにする。

(2) 前号の評価について、北広島市教育施策審議会の意見を聴取する。

(結果の公表)

第4条 教育委員会は、点検及び評価の結果について、北広島市議会に報告するとともに、教育委員会ホームページに掲載することにより市民に公表する。

(結果の活用)

第5条 教育委員会は、評価結果をもとに次年度以降の事務事業の取り組みについて精査するとともに、次期推進計画の策定、予算編成において評価結果を活用するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年8月7日から施行する。

平成29年度
教育委員会の事務に関する点検・評価報告書

北広島市教育委員会
北広島市中央4丁目2番地1
電話 011-372-3311 (代表)